

生駒市緑の基本計画

令和 8 年 6 月

生 駒 市

ごあいさつ

本市は、大都市への交通アクセスに恵まれた立地にありながら、生駒山系や矢田丘陵・西の京丘陵の山並み、竜田川や富雄川等の水辺、寺社林や身近に点在する樹林地、農地などの緑の自然的資源が存在します。まちなかでは、地域の拠点となる公園や駅前広場などのオープンスペース、街路樹、住宅地や事業所などの緑の都市環境を有しており、市内のどこからでも緑を感じられる、“緑豊かなまち”です。



これまで本市では、前「生駒市緑の基本計画」のもと、「花と緑と自然の先端都市・生駒」を目指して、本市の魅力である豊かな自然環境における土地所有者などの日常的な営みをはじめ、景観や生態系に配慮した「緑の保全」を市民・事業者・行政の協創で取り組んできました。また、地域住民主体での公園管理や地域ニーズに応じた公園再整備、地域で課題解決する交流拠点としての公園利活用にも力を注いできました。さらには、「花と緑と自然のまちづくり」の拠点である「花のまちづくりセンター」を核とした、市内全域の緑化推進にも市民の皆様と一緒に取り組んでまいりました。

しかしながら近年、気候変動の影響による自然災害のほか、人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足やニーズの変化など、本市を取り巻く社会情勢も大きく様変わりしています。こうした変化にしなやかに対応しながら、新しい時代に向けた持続可能な緑のまちづくりの方向性を示すものとして、新たな「生駒市緑の基本計画」を策定しました。

本計画では、これまで育まれてきた緑と、緑に対する人々の思いを引き継ぎながら、そのバトンを次世代に継承していく考えのもと、基本理念に『～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ“緑と暮らすまち・生駒”』を掲げます。また、これまでの基本方針「まもる・つくる・はぐくむ」という視点に、緑の質の向上のために重要となる「いかす」という新たな視点を加え、人々の営みに根差した持続可能な緑との関わりが実現するまちを目指します。

最後になりますが、本計画の策定にあたり、アンケート調査や活動実践者ヒアリング、こども委員会を通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご助言・ご意見をいただきました生駒市緑の基本計画改定懇話会の皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。これからも「緑のまちづくり」の推進により一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年6月

生駒市長 小紫雅史

序章.....	1
計画改定の背景と目的.....	1
本計画における緑とは.....	2
計画の位置付け.....	3
計画の枠組み.....	3
緑の効果.....	4
本市の緑を取り巻く社会情勢等の変化.....	6
1. 本市の緑の現状と課題.....	14
1.1. 本市の緑の現状とこれまでの取組状況.....	15
1.2. 緑に対する市民意識の把握.....	35
1.3. 本市の緑の課題.....	40
1.4. 改定の視点.....	42
2. 計画の基本方針.....	44
2.1. 基本理念.....	45
2.2. 緑の将来像.....	45
2.3. 基本方針.....	47
2.4. 計画の目標.....	55
3. 具体的取組.....	57
4. 重点施策.....	80
4.1. 重点施策の基本的な考え方.....	81
4.2. 重点施策1 都市基盤としての緑の維持・充実を図る取組.....	82
4.3. 重点施策2 暮らしのテーマに関わる取組を進める、分野間連携による取組.....	85
4.4. 緑化重点地区の設定について.....	88
5. 計画の進捗確認と見直し.....	95
5.1. 計画の進捗確認・見直しのスケジュール.....	96
5.2. 計画の進捗確認の体制.....	96
資料編.....	97

序章

計画改定の背景と目的

生駒市は、生駒山系と矢田丘陵の豊かな山並みに囲まれ、市内のどこからでも緑の豊かさを感じることが出来ます。

このような豊かな自然環境のもと、大都市への交通アクセスに恵まれた立地から、丘陵部において住宅開発や道路整備も進み市街地が連なり、身近に緑を感じながら暮らせるまちが本市の魅力のひとつです。

このような緑の存在は市民の快適な暮らしや地域の魅力づくりにとって欠かすことのできない資源であり、その多くは先人たちによって大切に守り、育まれてきた本市の貴重な財産ということを忘れてはいけません。

これまで、平成16年に策定した「生駒市緑の基本計画」のもと“花と緑と自然の先端都市・生駒”をめざして、「山地・丘陵」、「河川・水辺」、「樹林地・農地」、「公園」「民間施設・公共施設」、「庭先・窓辺・まちかど」等、多様な領域にわたる緑の保全・創出・活用を市民・事業者・行政の協創により進め、他市にも誇れる“緑豊かなまち”として発展し続けてきました。

一方、気候変動の影響により我が国の年平均気温の上昇が進行しており、大雨や短時間強雨、台風等の自然災害が激甚化・頻発化するなど、地球温暖化の影響が様々な地域、分野で既に発生しています。

このような社会情勢は計画策定当初と比べると大きく様変わりし、その影響は今後も懸念されることや、緑に関する制度等も変更が生じてきたことから、本市の緑豊かな環境を次世代へ引き継ぐため本計画を見直すこととしました。

見直しの結果、「～みんなで未来へつなぐ～ 心安らぐ“緑と暮らすまち・生駒”」を基本理念に掲げ、その理念に基づき本市が目指す「緑の将来像」として「緑の拠点づくり」「緑の骨格づくり」「地域特性に応じた緑づくり」として示しました。

また、「緑の将来像」の実現のため「緑をまもる」「緑をはぐくむ」「緑をいかす」取組の方向性を示す基本方針とし、それらを推進する「協創による取組を生み出し、広げる」を掲げ、取り組むこととしました。

今後、市民、事業者、土地所有者、有識者・学校等、行政による協創を進める機会・場の創出、市民と緑がつながり、関わりを深めるきっかけをつくることにより、基本理念に掲げるまちの実現を目指していくものとし、本計画を取りまとめました。

本計画における緑とは

平成 16（2004）年に策定した生駒市緑の基本計画（以下「生駒市緑の基本計画（H16）」）では、公園緑地や公共施設の緑のほか、本市の自然的環境の骨格である山並みや河川、生活に身近な庭先・窓辺等を彩る花や緑を、領域として区分しています。この区分を基本とし、屋外空間として重要な駅前等の広場や道路の緑を加え、また都市緑地法改正により農地が位置付けられたことを加味して、改定に当たっては緑を以下のように定義し、本計画の対象とします。

「緑」とは・・・

山地・丘陵、河川・水辺、まちなかの樹林地、農地・ため池、
公園、広場・道路の緑、建物敷地の緑

■対象とする緑の例

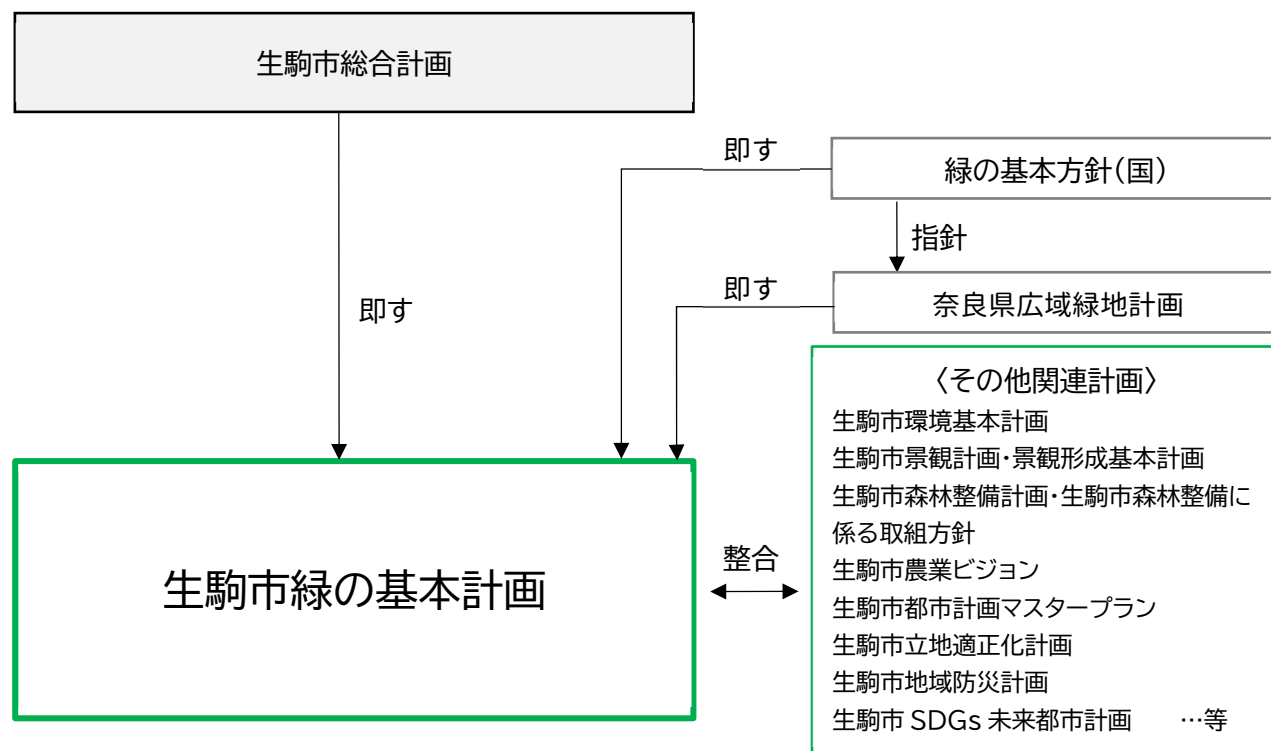


計画の位置付け

緑の基本計画は、都市緑地法第4条第1項に基づき、市町村が定める緑に関する総合的な計画です。令和6（2024）年度に策定された国の「緑の基本方針」に基づき、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」等について定めるものとされています。

今回改定する「生駒市緑の基本計画」は、上位計画である「生駒市総合計画¹」に即すとともに、都市緑地法に基づく国や奈良県の方針・計画、その他本市の定める関連計画とも整合を図ります。

■上位関連計画との関係



計画の枠組み

1) 計画の対象

対象とする市域面積は5,315haであり、全域が都市計画区域となっています。本計画は、本市全域を対象とします。

2) 計画期間及び目標年度

本計画の計画期間は10年とし、目標年度は令和17（2035）年度とします。また、概ね5年後の令和12（2030）年度を中間年度とし、社会情勢や緑を取り巻く状況の変化、計画の達成状況等を整理・評価し、必要に応じた見直しを行います。

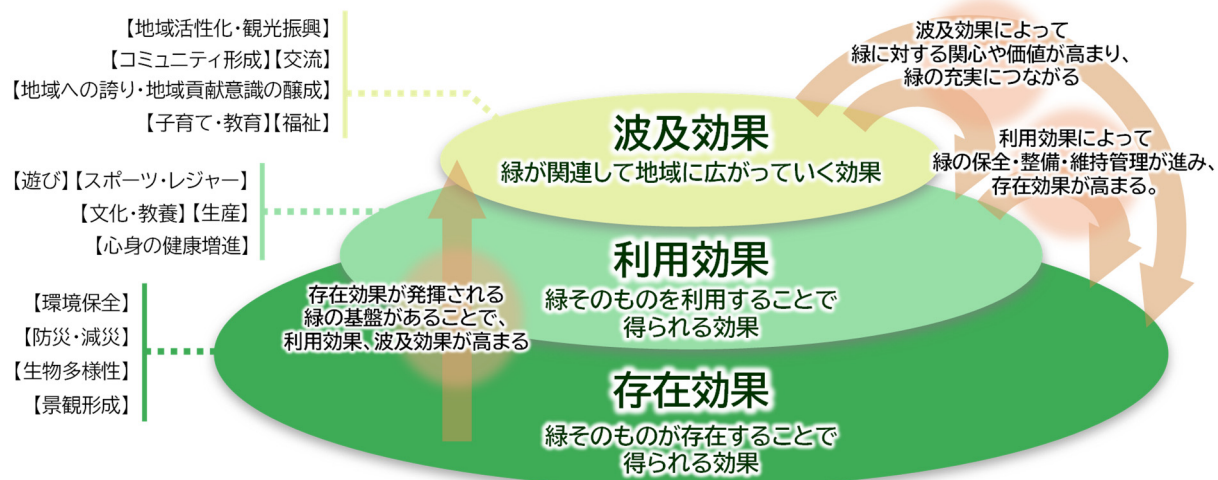
¹ 「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」、令和6（2024）年12月策定

緑の効果

緑には、大きく分けて、「存在効果」、「利用効果」、「波及効果」の3つの効果があります。

「存在効果」は、環境保全、防災・減災、生物多様性、景観形成といった緑そのものが存在することで得られる、都市の基盤を支える最も基本的な効果です。「利用効果」は、遊びやスポーツ・レジャー、文化・教養、生産、心身の健康増進、といった緑のある場所や緑そのものを利用することで得られる効果です。「波及効果」は、緑が存在することや利用することを通じて、地域活性化や観光振興、コミュニティ形成、交流、地域への誇りや地域貢献意識の醸成、子育て・教育、福祉といった地域に広がっていく様々な効果です。

■緑の効果のイメージ



波及効果



【地域活性化・観光振興】



【コミュニティ形成】



【交流】



【地域への誇り・地域貢献意識の醸成】



【子育て・教育】



【福祉】

利用効果



【遊び】



【スポーツ・レジャー】



【文化・教養】



【生産】



【心身の健康増進】

存在効果



【環境保全】



【防災・減災】



【生物多様性】



【景観形成】

これらの効果は、単体で発揮されるだけではなく、緑そのものを利用することで「利用効果」が得られるとともに、緑の保全・整備・維持管理が進み「存在効果」が高まることが期待できます。また、「波及効果」が地域に広がることで、緑に対する関心や価値が高まり、緑の充実すなわち「存在効果」につながっていくことが期待できます。

市民の暮らしに関わる様々な分野と連携した取組により「利用効果」や「波及効果」があり、緑の質や人々の緑への関心や価値が高まることで、都市の基盤を支える「存在効果」の高まりへとつなげていくことが重要です。

■緑の効果（各効果の内容）

緑の 効果	波及 効果	地域活性化・ 観光振興	周辺地域の経済的付加価値の向上、 観光資源・観光拠点として地域の賑わい創出
		コミュニティ 形成	地域コミュニティ活動の場、コミュニティの醸成
		交流	人々の交流の場、新たな人と人とのつながりの創出
		地域への誇り・ 地域貢献意識の醸成	地域に対する誇りや愛着の醸成、地域貢献活動への参加機会
		子育て・教育	安心して遊ばせることができる場、こども達の自然とのふれあい、 環境学習の場、自然への興味・関心の向上
		福祉	年齢や障がいの有無等に関わらず誰もが利用できる場 健康増進による医療福祉費の軽減
	利用 効果	遊び	こどもの健全な育成の場
		スポーツ・ レジャー	散策、自然体験、スポーツの場、スポーツ技術の習得と向上
		文化・教養	地域固有の文化・歴史の伝承・発信、自然とのふれあいの場
		生産	農業・林業の場、自然の恵み、農とふれあう機会の提供、 地産地消の促進
		心身の健康増進	休養・休息、やすらぎ・憩い、生きがいの提供、ストレス軽減
	存在 効果	環境保全	都市の気温等の調節、騒音振動防止、暴風、防塵、大気浄化、 ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガス(CO2)の吸収・固定
		防災・減災	延焼防止、避難地・避難路の確保、救援活動拠点、 雨水流出抑制、浸水軽減、土砂災害の防止
		生物多様性	生きものの生息・生育環境の保全
		景観形成	都市景観の美化・修景、季節感の演出、個性と魅力ある地域づくり

本市の緑を取り巻く社会情勢等の変化

「生駒市緑の基本計画（H16）」策定以降、緑を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。本改定に当たり捉えておくべき変化について、世界的なもの・全国的なもの・本市特有のものの順で整理します。

1) 社会情勢の変化【世界的な変化】

(1) 気候変動による気象災害の激甚化・頻発化

- ❖ 世界的な気候変動の中、森林が有する水源涵養²や土砂災害防止に加え、農地や樹林地、公園等有する雨水流出抑制や浸水軽減といった役割の重要性が増しています。
- ❖ 気候変動や異常気象を背景として、樹木による緑陰の形成やヒートアイランド現象の緩和等、暑熱環境を改善し、安全で快適な都市生活の確保のために役立つことが期待されています。



改定に当たってのポイント

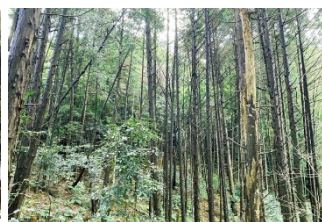
市民の安全・安心な暮らしを支える基盤として、森林や河川、樹林地、農地、公園、街路樹、建物敷地の緑等、様々な緑の継続的な保全や適切な維持管理が求められます。



広葉樹林(落葉樹)



広葉樹林(常緑樹)



針葉樹林



農地

図 生駒市の特徴的な森林（多面的な機能を有する森）



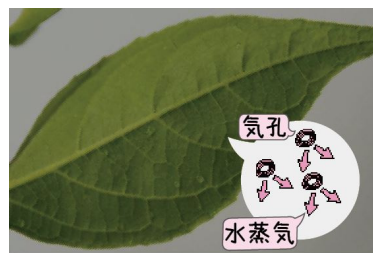
コラム：気候変動と緑の雨水貯留

なぜ気候変動と緑が関わるのか？理由の1つが「雨水貯留」です。コンクリートは雨水をはじき流してしましますが、緑は雨水をゆっくりと流し災害を防ぐ効果があります。土だけでも効果はあり、樹木はさらに、枝葉が雨を受け止めて地表に落ちる雨水を減らし、根が土をほぐしてより地中へ染み込むため、流れる水の総量も速度も抑えます。山地・丘陵はもちろん市街地の緑も持つ効果です。



コラム：植物の“見えない技”-自然のミスト-

暑い日に木陰が涼しく感じることがあります。木が日陰をつくっているからだけではありません。実は、植物が自分の体から“水のミスト”を出しているからです。これは蒸散と呼ばれる減少で、葉の裏側にたくさんある気孔という穴から水分を水蒸気として出しています。気温などにもよりますが、根から吸った水分の約90%が蒸散に使われているといわれ、葉が乾燥するのを防いでいます。



葉の裏側にある気孔のはたらき

² 水源涵養（すいげんかんよう）：森林や緑地が雨水を蓄え、河川流量の安定化や洪水緩和、水質浄化などに寄与する機能。

(2) 持続可能な社会の実現にむけた脱炭素・循環型社会の推進

- ❖ CO2 吸収・固定の観点から、森林や樹林地等を適切に保全・整備していくことが求められています。
- ❖ 森林をはじめとする緑の空間での活動や、木材等の森林資源を循環利用するなど、緑の活用を通じて保全や整備を後押しする機運を醸成していくことが求められています。



改定に当たってのポイント

本市でも、森林や樹林地をはじめとする緑の保全・維持管理や、脱炭素先行地域³として地域の活性化と脱炭素化を同時に実現する取組を継続・推進する、持続可能な関わりが必要です。



コラム：脱炭素と緑

「脱炭素」といえば CO2 排出削減が注目されますが、緑には光合成による CO2「吸収」に加えて、吸収した炭素を幹や枝葉に閉じこめる「炭素の固定」の力があります。土地所有者が木を伐らずに保有すること、企業や個人が木材を建物等に積極的に活用することは「炭素を大気に戻さない」形で脱炭素に貢献するのです。2020 年代からこのことを改めて評価する法整備が進んでいます。

(3) SDGs に関わる取組の拡がり

- ❖ SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」等の理念が示されています。行政だけでなく、民間事業者の行動指針等としても広く採用されています。
- ❖ また、気候変動への対応の必要性等から ESG 投資³が注目されており、企業にとって環境配慮、社会的責任、ガバナンスを考慮した活動の重要性が増しています。



改定に当たってのポイント

本市は「SDGs 未来都市」として「環境がまちをつくる」「環境がひとを育てる」「環境が経済を循環させる」を 3 つの柱とし、環境啓発活動や、食品やエネルギーの地産地消サイクルの構築等を含む環境負荷の軽減に向けた取組を推進しており、緑の分野でも SDGs 達成に向けた貢献が求められます。また、ESG 投資への関心の高まりから、事業者と連携した環境配慮型の取組の推進が求められます。

³ ESG 投資は、環境(Environment)・社会(Social)・ガバナンス(Governance)の英語の頭文字を合わせた言葉で、企業の財務情報に加えて環境及び社会への配慮、企業統治の向上等の情報を考慮した投資活動や経営・事業活動を指す。



17 の目標のうち 1 つだけ達成すればよいのではなく、それぞれの目標をつなげ、様々な人が協力し合い、達成を目指すことが重要という考え。

図 SDGs の概念を表現する「SDGs ウェディングケーキモデル」

(出典：：Stockholm Resilience Center)

- | | |
|---|--|
| <p>1 貧困をなくそう
あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困を終わらせる</p> <p>2 飢餓をゼロに
飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p> <p>3 すべての人に健康と福祉を
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確実にし、福祉を推進する</p> <p>4 質の高い教育をみんなに
すべての人々に、だれもが受けられる公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>5 ジェンダー平等を実現しよう
ジェンダー平等を達成し、すべての女性・少女のエンパワーメントを行う</p> <p>6 安全な水とトイレを世界中に
すべての人々が水と衛生施設を利用できるようにし、持続可能な水・衛生管理を確実にする</p> <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
すべての人々が、手頃な価格で信頼性の高い持続可能で現代的なエネルギーを利用できるようにする</p> <p>8 働きがいも経済成長も
すべての人々にとって、持続的でだれも排除しない持続可能な経済成長、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある人間らしい仕事（ディーセント・ワーク）を促進する</p> <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう
レジリエントなインフラを構築し、だれもが参画できる持続可能な産業化を促進し、イノベーションを推進する</p> | <p>10 人や国の不平等をなくそう
国内および各国間の不平等を減らす</p> <p>11 住み続けられるまちづくりを
都市や人間の居住地をだれも排除せず安全かつレジリエントで持続可能にする</p> <p>12 つくる責任つかう責任
持続可能な消費・生産形態を確実にする</p> <p>13 気候変動に具体的な対策を
気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を実施する</p> <p>14 海の豊かさを守ろう
持続可能な開発のために、海洋や海洋資源を保全し持続可能な形で利用する</p> <p>15 陸の豊かさを守ろう
陸の生態系を保護・回復するとともに持続可能な利用を推進し、持続可能な森林管理を行い、砂漠化を食い止め、土地劣化を阻止・回復し、生物多様性の損失を止める</p> <p>16 平和と公正をすべての人に
持続可能な開発のための平和でだれをも受け入れる社会を促進し、すべての人々が司法を利用できるようにし、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任がありだれも排除しないしくみを構築する</p> <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう
実施手段を強化し、「持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップ」を活性化する</p> |
|---|--|

2) 社会情勢の変化【全国的な変化】

(1) グリーンインフラとしての期待の高まり

- ❖ 昨今、様々な社会課題の解決に向けて、緑が有する多様な機能を発揮させることが期待されており、緑をその考え方で捉えるのが「グリーンインフラ⁴」という考え方です。
- ❖ 豊かな自然環境の中で、人々が、安全に、健康で快適に、楽しく幸せに、暮らし活動する社会の実現を目指し、地域の状況や課題を踏まえ、自然をどう取り入れ持続的に活用していくか、一人ひとりが自分事として考えて取り組んでいくこと、「自然と共生する社会」の実現に向けて伝統的な知恵や生活文化を取り戻すことが大事とされています。



改定に当たってのポイント

本市でも、「生駒市緑の基本計画（H16）」の中で、緑を「市民生活の様々な面に大きな効果をもたらす」ものとして、「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観構成」の4つが相互に補完しながら機能するよう将来像を組み立てました。

グリーンインフラは今回の改定でも、本市の緑の機能を高める上で考え方の基盤となるものです。

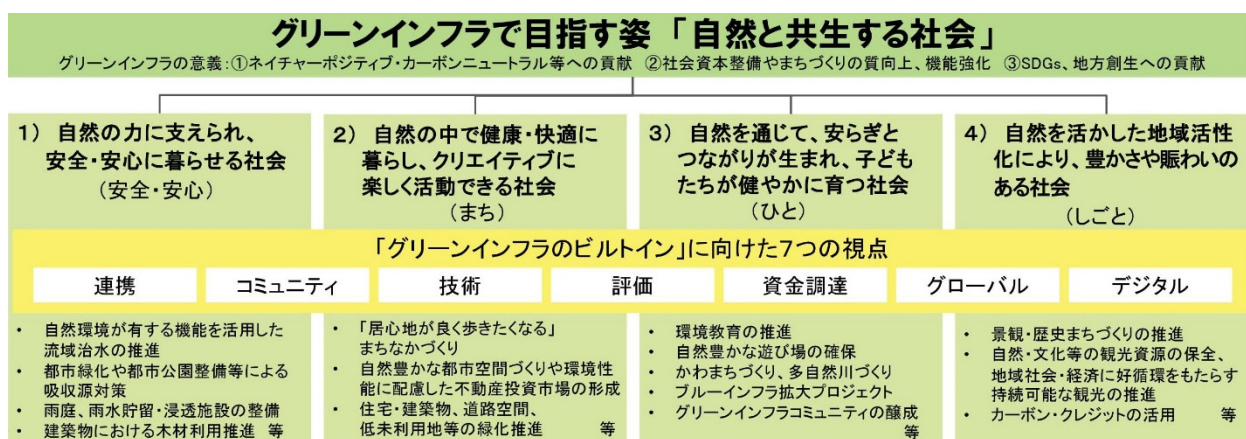


図 グリーンインフラで目指す姿（出典：グリーンインフラ推進戦略 2023、国土交通省）

⁴ グリーンインフラ：自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。国において、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるとされている。

(2) ネイチャーポジティブ（自然再興）⁵の実現に向けた取組の推進

- ❖ 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるため、生態系の保全と回復だけではなく、気候変動対策、持続可能な生産・消費といった取組と連携する必要があるとされています。



改定に当たってのポイント

本市では、重要里地里山⁶に選定されている高山地区をはじめ、多様な動植物を育む豊かな自然環境を今後も保全していくことが求められます。また、自然環境の豊かさが定住意向の上位にくることなどからも自然と共生した暮らしへのニーズの高さが伺えます。多様な動植物を育む豊かな自然環境を保全し、自然の再興に寄与することが求められます。

(3) 都市緑地法等の改正

- ❖ 社会状況の変化に伴い、緑の基本計画の根拠法「都市緑地法」や関連法令も改定を重ねてきました。平成 29（2017）年には、「都市公園法」の改正による都市公園への飲食店、保育所や福祉施設の設置促進や、民間活力を活用した公園利用者の利便の向上等を図るために公募設置管理制度（Park-PFI）が創設されました。
- ❖ 「都市緑地法」の改正では、民間によるまちなかの市民緑地設置の促進等、都市の緑の確保を官民で推進していく姿勢が打ち出されました。また、農地も都市に必要な緑であると位置づけられ、積極的に利活用していくことを通じて保全を図る必要があることが示されています。
- ❖ さらに令和 6（2024）年の「都市緑地法」の改正では、気候変動・生物多様性・Well-being（幸福度）⁷への対応を強化し、事業者や土地所有者の取組支援を含めたいくつかの具体的な制度が新たに創設されています。



改定に当たってのポイント

「生駒市緑の基本計画（H16）」は既に、気候変動とも関連の強い「防災」を緑の主要な機能に掲げるとともに、「生物の生息環境保全」や「暮らしの豊かさ」を目指してきました。また、平成 26（2014）年に「市民の森事業」でまちなかの民有樹林地を市民とともに整備し開放するほか、平成 30（2018）年に生駒山麓公園で全国初の公園内社会福祉施設を設置するなど、法改正とも通じる主旨の取組を推進しています。

今回の改定では、改めて、対象とする緑や目指すべき方向、そのための取組等を、現行法に即したものとする必要があります。

⁵ ネイチャーポジティブ：生物多様性の損失を止め、回復に反転させること。開発や里地里山の管理放棄、外来種の進入、水質の汚染、地球温暖化の進行などといった直接的な要因の背景となる社会経済の変化に着目し、生物多様性の保全に社会経済が貢献するよう変革することが欠かせないとされている。

⁶ 重要里地里山：生物多様性保全の観点から重要な地域を明らかにし、多様な主体による保全活用の取組が促進されることを目的として、多様で優れた二次的自然環境を有すること、里地里山に特有で多様な野生生物が生息・生育すること、生態系ネットワークの形成に寄与することなどを基準として環境省が選定するもの。

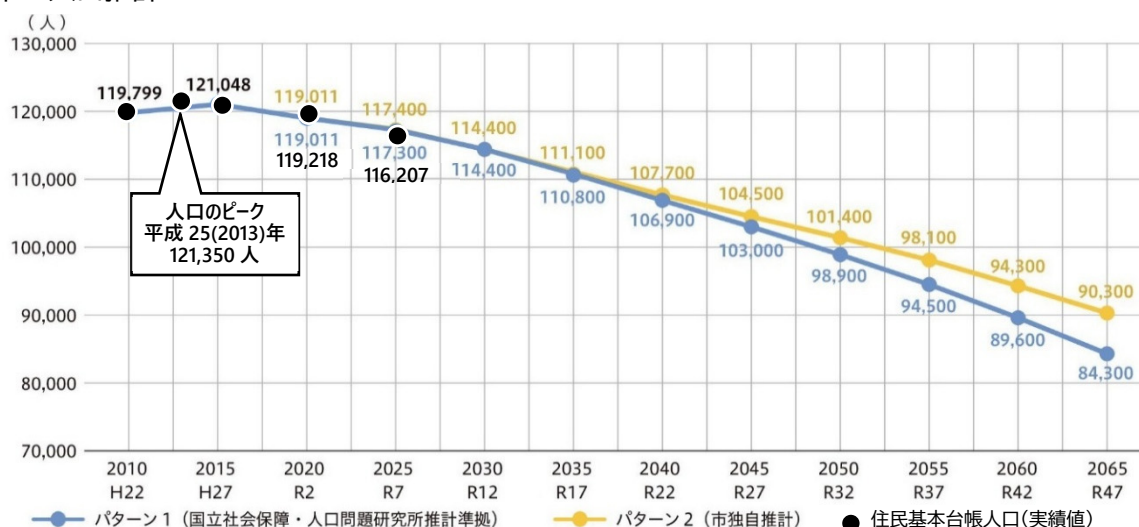
⁷ Well-being（ウェルビーイング）（幸福度）：個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。

3) 本市の緑を取り巻く状況の変化【本市特有の変化】

(1) 人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足やニーズの変化

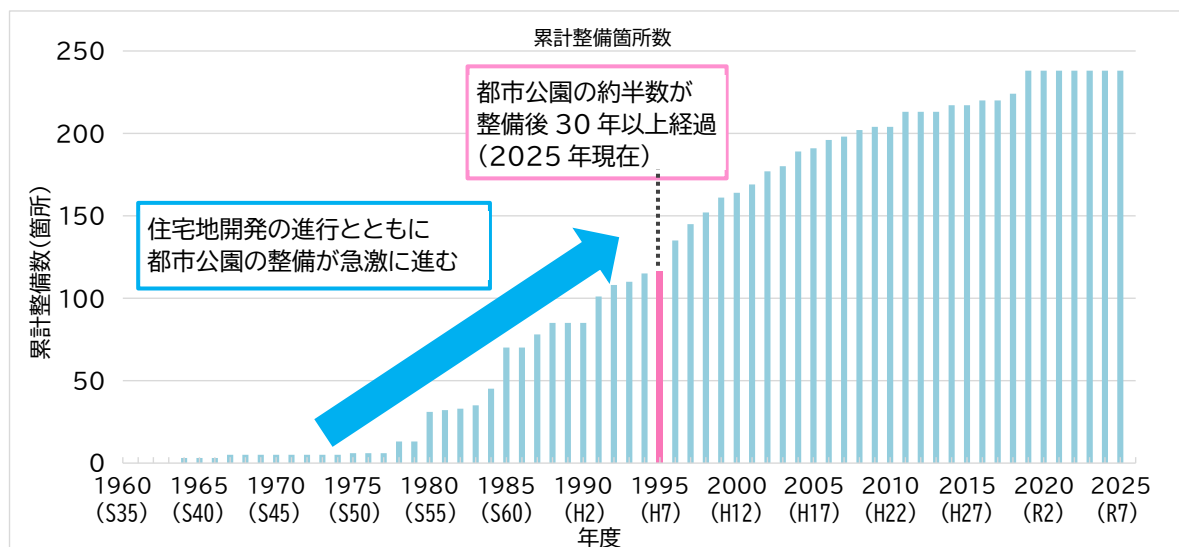
- ❖ 本市の人口は平成 25(2013)年をピークに減少し、令和 2(2020)年では約 11 万 9 千人、65 歳以上の人口割合は約 29%です。65 歳以上の老年人口は増加する一方、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向で、少子高齢化が進行しています。また、本市の人口は令和 47 (2065) 年には 9 万 300 人となる見通しで、65 歳以上の人口割合は 35%を超える予想となっています。
- ❖ 所有者や管理者による森林や農地の維持管理、地域コミュニティ活動、ボランティア活動等で、緑の保全や維持管理に携わる方の不足や高齢化が顕在化しています。また、過去の人口増加に伴い公園等も多数整備されてきましたが、年月が経過しこどもが巣立った地域が多いことなど、地域に応じた今後の見通しやニーズを踏まえた公園機能のあり方について検討が必要です。
- ❖ 検討に当たっては、従来の営みや地域コミュニティ活動のみを前提とせず、新たに多様な主体が関わりたくなる形を柔軟に模索し、緑を暮らしの豊かさや課題解決にいかす取組が期待されます。

■本市の人口推計



※人口推計：国立社会保障・人口問題研究所将来推計人口（令和 5（2023）年推計）を踏まえて生駒市人口ビジョン推計を見直した市独自推計

■都市公園整備数の推移（市資料より作成）



(2) 地域課題の解決に向けた市民意識の変化

- ❖ 本市の住宅地開発は1970～1980年代にピークに達し、一斉に整備された遊具や樹木等の公園施設、街路樹、住宅地外縁の市有樹林地（以下「市有緑地」）等が、更新時期や寿命を迎えつつあります。さらに、近年の異常気象は多くの樹木を衰退させ、災害リスクを高めます。
- ❖ 本市は、生産年齢人口が減少し財源縮小する中で、行政として、まずは安全確保のための緑の維持管理に取り組むとともに、維持管理の効率化が求められる時代を迎えています。
- ❖ 同時に、行政主導で進められてきた様々な地域課題の解決に向け市民、事業者、行政といった各主体が積極的に関わろうとする動きが増えています。観光振興や交流、コミュニティ形成等といった多様な分野で緑が果たす役割が期待されています。

(3) 緑豊かなまちで暮らすライフスタイルへの期待

- ❖ 自然が豊かであることを定住意向としてあげている市民が約半数（49.4%：令和6（2024）年度生駒市市民実感度調査結果報告書）を占め、自然環境の豊かさを魅力と捉える市民が多い状況です。
- ❖ 一方、本市は県外就業率が全国的に見ても高く、また時代の変化に伴い、里山や農地から必要なものを調達して暮らす人は少数派で、昔に比べると緑との関わりは希薄化傾向にあると考えられます。
- ❖ ライフスタイルや価値観の多様化をふまえ、暮らしの様々な分野で緑を守り、手入れをし、活用することで、市民のWell-being（幸福度）の向上につなげることが期待されています。



コラム：緑豊かな暮らしになぜ惹かれる？

なぜ、緑豊かなまちに暮らしたい人がいるのでしょうか？癒される、散歩、外遊び…など理由はさまざまですが、研究によると、視界に入る緑が多いほど心理的安定効果が高まる、こどものうちに自然に触れると創造力や集中力が高まるといった結果も。「生駒山を越えて帰るとほっとする」と言う声があるのは、慣れ親しんでいるだけでなく、緑の効果を感じているのかもしれません。

(4) 公園や広場・道路等公共空間の活用と居心地の良い空間づくり

- ❖ 公園や駅前広場、道路空間等様々な公共空間を活用して、そのまちに暮らす人々の社会的幸福の実感につながる多様な活動が生まれる居心地の良い空間となることが期待されています。
- ❖ 本市でも地域のお祭り等が多くの公園で開催されていることに加え、近年では自治会、市民有志、事業者等による多様な活用が市内各地の公園や駅前広場で広がっています。
- ❖ 本市では、公園のリニューアルや駅前広場の整備に当たり、地域住民と「どう使いたいのか」を話し合って施設やデザインを決める取組や、地域の投票による遊具選定、市民や大学等の研究機関、民間事業者と連携した駅前空間での社会実験等を行ってきました。
- ❖ そうして整備された公共空間は、住民にとって居心地が良い空間として使いこなされ、豊かな暮らしの場となっています。



コラム：居心地の良い空間づくり「プレイスメイキング」

「居心地がいい」と感じる場所には小さな工夫があります。座りたくなるベンチや木陰、花、ちょっとした催しが重なると、人は自然と集まり会話や交流が生まれたり、一人ひとりにとって過ごしやすい場所となります。こうした居心地よく過ごせる場を市民や地域の手で育てていくことを「プレイスメイキング」と呼びます。空間をどう使い、どう楽しむかを一緒に考えることで、やがて地域の豊かさや愛着につながっていくとも言われます。

4) 社会情勢等の変化（まとめ）

以上の社会情勢等の変化をふまえ、改定に当たり特に対応すべきと考える点について、以下に整理します。

変化①

自然環境が有するグリーンインフラとしての機能を、一層発揮させていく必要性が高まっています。

- 気候変動に伴う災害リスクへの対応、脱炭素・循環型社会の推進による持続可能な社会の実現、自然と共生した暮らしを通じたネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、山地・丘陵や河川、農地等本市の豊かな自然環境が有するグリーンインフラとしての機能を発揮させていくことの必要性がより一層高まっています。

変化②

安全・安心でまち・ひと・しごとの充実に向けて緑の機能を向上させる必要性が高まる一方で、施設の老朽化・樹木の老木化への対応の必要性が高まっています。

- まちなかでの暑熱環境の改善等安全・安心で快適な都市生活の確保や、自然の中で健康・快適に楽しく活動でき（まちの充実）、人々のつながりが生まれこども達が健やかに育ち（ひとの充実）、地域の活性化により豊かさや賑わいのある社会（しごとの充実）の実現につながる、まちなかの緑が有するグリーンインフラとしての機能を向上させる必要性が高まっています。
- 一方で、公園施設の老朽化・樹木の老木化に対する安全確保や適切な維持管理の必要性が高まっています。

変化③

多様な分野で緑をいかし、市民のウェルビーイングの向上へとつなげていくことへの期待が高まっています。

- 多くの市民が緑を本市の魅力として捉えており、自然の豊かさとともにある暮らしや公共空間活用へのニーズが高まる中、観光振興や交流、地域コミュニティといった多様な分野で緑をいかし、市民のウェルビーイングの向上へとつなげていくことへの期待が高まっています。

変化④

人口減少・少子高齢化に伴う担い手不足や緑と人との関わりの希薄化、多様化・高度化するニーズへの対応が求められています。

- 人口減少・少子高齢化に伴い様々な分野で活動を担う人が不足するとともに、緑と人との関わりの希薄化が進む中、緑を通じて多様な主体が様々な活動に関わりたくなる形を模索し、緑を地域課題の解決や魅力向上につなげることが期待されています。

1. 本市の緑の現状と課題

1.1. 本市の緑の現状とこれまでの取組状況

1) 本市の緑の特徴

(1) これまで引き継がれてきた緑の都市環境

本市は、大阪都市圏で交通利便性の高い場所にありながら、生駒山系や矢田丘陵等の山並みの緑、竜田川や富雄川等の河川の水辺の緑、身近に点在するまちなかの樹林地や集落地の緑、農地の緑等が丘陵地形のもとで重なりあい、他都市に例を見ない緑の都市環境をかたちづくっています。

中南部を流れる竜田川及び北部を流れる富雄川は大和川へ、北部を流れる天野川や山田川は淀川へとつながっています。本市は大阪湾へ注ぐこれら2つの代表的な河川の水源地に位置し、その大和川と淀川の分水嶺となる重要な地理的特性を有しています。

市街化区域内の樹林地のほとんどは開発が可能な民有地でありながら、このような緑の都市環境が現在も維持されている背景には、山地・丘陵、樹林地、農地を今に残し、管理されてきた土地所有者の努力があることを忘れてはなりません。

この緑の都市環境は、必ずしも将来にわたって残るとは限りません。そのため、今も維持されている緑の都市環境を次世代へ引き継ぎつつ、社会情勢の変化等も踏まえた本市の今後の緑の都市環境のあり方について、市民、土地所有者、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が共有しておく必要があります。



写真 引き継がれてきた緑の例

(2) 緑の都市構造

- ❖ 本市の緑の都市環境は、竜田川と富雄川、それぞれの流域で大きく異なっています。
- ❖ 富雄川流域である北部地域では、生駒山系と矢田丘陵、西の京丘陵の出会いによる柔らかな丘陵地形が広がります。その中に集落地が点在し、大規模な住宅市街地が緑の房のように連なって、樹木のような「ツリー(樹木)型」の構造となっています。
- ❖ 竜田川流域である中・南部地域では、生駒山系と矢田丘陵の自然系の緑の間に市街地が広がり、その中に樹林地、農地、集落地、住宅市街地が共存しています。それらがきめ細かく重なり合い、さらに生駒山系、矢田丘陵の緑にも重なり合って、はしご状の「ラダー(はしご)型」の構造となっています。

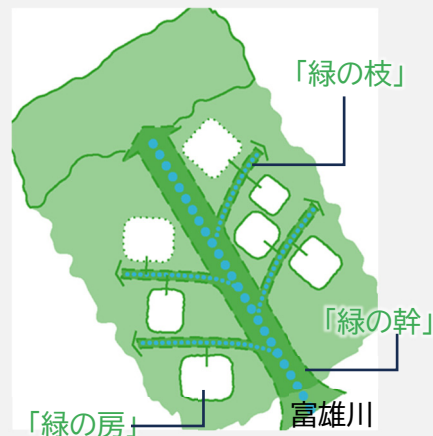


■北部地域・中・南部地域の緑の骨格パターン

■北部地域の緑の特徴

富雄川、山田川、天野川を「緑の幹」、支流河川や一体の樹林地・農地は「緑の枝」、集落地や住宅開発地は枝先の「緑の房」、すなわち全体では「ツリー（樹木）型」として捉えます。

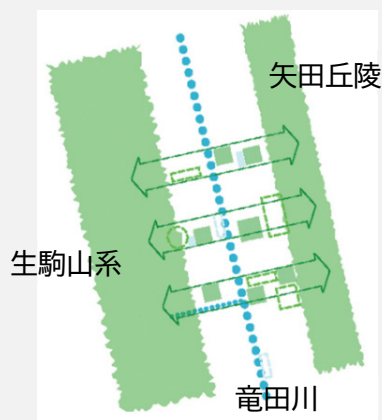
- ❖ 富雄川、山田川、天野川が流れ、その河川沿いを田園環境や樹林環境が一体となって存在しています。これらを樹木の幹に見立てて「緑の幹」と呼んでいます。
- ❖ 各河川からは、各方面に支流が伸び、沿川の樹林地や農地が一体となって存在しています。これらを「緑の幹」から伸びる「緑の枝」として捉えます。
- ❖ 「緑の枝」にぶら下がるようにニュータウンや集落地等が位置しており、そこでは公園や住宅地の植栽等の緑がまとまって存在しています。これらを「緑の房」として捉えます。



■中・南部地域の特徴

南北に連なる生駒山系と矢田丘陵の間を、東西方向の緑の帯でつなぎ、その中間軸に竜田川・東生駒川が存在する、「ラダー（はしご）型」の緑の骨格となっています。

- ❖ 生駒山系と矢田丘陵が、南北に連なる緑の柱として存在しています。
- ❖ 生駒山系と矢田丘陵の間には市街地が広がっています。その中には樹林地、農地、公園、建物敷地の植栽等の緑がきめ細かく重なり合いながら存在しています。これを「緑の帯」として捉えます。
- ❖ 生駒山系と矢田丘陵のちょうど中央の谷地を竜田川が流れており、「緑の帯」をより強く結び付ける中継軸として存在しています。



コラム：緑が連続する効果

山地や丘陵だけでなく、市街地の緑を連続させると人にも自然にもさまざまな効果があります。たとえば、市街地の中の樹林地・街路樹・庭木・公園・河川等、木・土・水がつらなところは虫や鳥の「わたり」と呼ばれる大切な通路です。これらがつながることで「緑のネットワーク」や「緑の回廊」を形成し、生物多様性保全に加え、風の通り道や人々の憩いの空間の役割も果たします。

(3) 緑の特徴

本計画で対象とする緑「山地・丘陵」「河川・水辺」「まちなかの樹林地」「農地・ため池」「公園」「広場・道路の緑」「建物敷地の緑」それぞれの特徴について示します。

① 山地・丘陵

- ❖ 生駒山系や矢田丘陵には自然豊かな森林が広がります。市街地からも山並み景観を望むことができ、生物多様性の保全や、防災・減災等様々な効果があります。
- ❖ 本市域の生駒山中腹以上は国定公園に、矢田丘陵の南部は自然公園に指定されています。このように緑の環境や美しさを維持するための規制（地域制緑地⁸）の指定面積は、市域の約45%を占めています。
- ❖ 高山地区は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山（略称「重要里地里山」）」に選定されており、生きものの生息・生育環境としても貴重な自然環境となっています。古くから人々が利用してきた里山が今でも残っていますが、ライフスタイルの変化等により、生活の中で手を入れる必然性がなくなった里山等では荒廃が進む状況が多く見られます。多くが私有地のため土地所有者による地道な管理が続けられており、一部の場所では里山保全団体等による継続的な活動もみられます。
- ❖ 信仰の地として自然環境が維持され、山麓部には寺社が数多く存在しており、本市の文化と歴史を育んできました。



往馬大社の極相林（中央）

② 河川・水辺

- ❖ 万葉集等にも詠まれた竜田川や、富雄川、天野川、山田川等の生駒の山並みを源流とした河川が流れており、支流とともに本市の貴重な水辺環境となっています。
- ❖ 古くから農業用水として貴重な水源となっており、現代でも農業者による河川や水路の管理等で守られている箇所が多くあります。
- ❖ 高度経済成長に伴う水質の悪化もありましたが、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の転換促進等を通して水質が改善され、市民参加による河川清掃活動等にも取り組んできました。また、治水事業の推進等により浸水災害リスクのある地域は年々減少し、安全性が高まっています。
- ❖ 竜田川のサクラ並木、東生駒川でのアジサイ、富雄川での花壇づくり等といった緑化が市民と行政が協力して進められ、地域のシンボルとなる水辺と緑の景観が形成されています。市民にうるおいとやすらぎを与えてくれる貴重な自然環境となっています。



竜田川沿いのサクラ

⁸ 地域制緑地：一定の土地の区域に対して、法律や条例等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

③ まちなかの樹林地

- ❖ 本市が自然豊かな住宅都市といわれる背景として、緑の山並みや、まちなかに樹林地が多く残されることなどがあります。これらの樹林地は、山並みの緑と重なり合って、緑の環境を奥行きのあるものになっています。
- ❖ まちなかの樹林地には個人所有の土地も多くあります。残されている所有者に感謝し、これからも市民と行政が知恵を出し合って、可能な場合は身近な里山として活用する等、所有者と協力していく必要があります。
- ❖ 住宅地開発に伴い確保してきた「市有緑地」は行政が管理をしてきました。近年、開発から40年以上が経つものも多く、大木化・老木化による倒木のリスクが高まっていることから、間伐等による安全確保が急務となっています。さらに生態系や景観にも配慮しつつ順次取り組んでいます。
- ❖ 一部の緑地等では、里山保全団体等による樹林地の保全に関わる活動が継続的に実施されています。
- ❖ 歴史的な面に目を向けると、「杜さん」と呼ばれる古来より守られてきた樹林地が存在しています。



まちなかの樹林地



コラム：里山林と極相林

森は人との関わり方によって様態が変わることがあります。たとえば「里山林」は、人が薪や木材、落ち葉を利用し手を入れ続けることで維持されてきた森です。光や風が通ることによって様々な植物や生きものが育ち、暮らしと自然の共生を支えてきました。



里山林



極相林

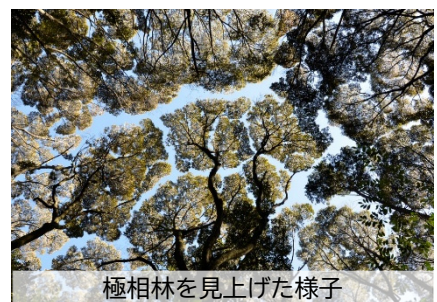
一方、「極相林」は、人の手がほとんど加わらず自然に遷移した森の最終段階で、その土地本来の樹種が優占し安定した生態系となります。

このように、生駒には2種類の歴史ある森林がありますが、生駒に多いのは元々里山林でした。よく見ると植生は少しずつ遷移しています



コラム：植物の“生きる術” —天然のジグソーパズル？—

さて、右の写真は何かわかりますか？これは、極相林を下から見上げ撮ったものです。極相林にはスダジイやツブラジイという樹種が優先的に占めていて、上層部に枝を張り巡らせています。この下では落葉樹が育ちにくい環境になっています。植物は光合成するため、お互い譲り合って葉っぱが重ならないようにしているので、ジグソーパズルを張り合わせたように見えるんですね。植物の“生きる術”を感じますね。このような天然のジグソーパズルが見られるのは、市内では、往馬大社や高山八幡宮、竹林寺などです。



極相林を見上げた様子

④ 農地・ため池

- ❖ 本市の市街化調整区域内では、高山地区等においてまとまった農地が存在し、集落地とともに田園風景を残しています。西畑町等には棚田の風景もみられます。
- ❖ 市街化区域内には、生産緑地として指定された農地が点在し、市街地における貴重な自然環境として存在していますが、農地転用される場所もあり、農地は年々減少傾向となっています。
- ❖ 農業者の方々による営農の継続により農地が守られてきましたが、土地所有者の高齢化や後継者不足を背景として、営農の観点から不利な立地に農地が多く存在していることや獣害の増加も関連し、遊休農地が増加しています。一方で、大阪等の大消費地に近いことなどから新規就農者は増加傾向にあり、地域の農業者等と行政が協力して様々な支援策を行っています。
- ❖ これらの農地は、営農の場としてだけではなく、土壌侵食防止や洪水防止の効果があるとともに、市民団体が主体となって農体験の場として活用されるなど、多面的な機能を発揮しています。
- ❖ また、農地とともに点在するため池の多くは農業用に整備されたもので、持続的な農業を支えるとともに、生態系を育む貴重な水辺環境としても存在しています。



今も残る風景



「色んな生駒産野菜を広めたい」

⑤ 公園

- ❖ 本市には、240箇所を超える公園が存在し、市民の健康づくりや遊び・レジャー・休息の場等として利用されるとともに、災害時の避難や救援活動の場としての役割も有しています。
- ❖ 公園の樹木等まとまった緑や水辺環境は貴重な生きものの生息環境や良好な景観形成の役割も果たしています。
- ❖ 地域の拠点となる公園では、清掃活動や花壇づくり、地域の行事等を通じたコミュニティ形成の拠点として重要な役割を担っています。
- ❖ 生駒山麓公園は、本市を代表するシンボリックな公園であり、生駒山系の豊かな自然環境とふれあえる場所として市内外から利用者が訪れています。



大小 240 を超える公園が



地域のお祭り

⑥ 広場・道路の緑

- ❖ 幹線道路や計画的に道路整備が進められたニュータウン等を中心に街路樹や植栽帯が整備され、緑陰の形成による暑熱対策や生活環境の改善、美しい街並み景観の形成、生きものの生息環境の創出に役立っています。
- ❖ これらの街路樹や植栽帯は植栽から40年以上経つものも多く、大木化・老木化とともに、枝葉による視認障害や根上りによる歩行者の歩行障害等が生じないように、安全確保も急務となっています。
- ❖ 駅前広場や地域の広場空間といったまちなかのオープンスペースには人々が集い、様々な市民活動の場として活用されており、都市の賑わいづくりや地域コミュニティの形成に寄与しています。これらのオープンスペースは、市民主体により花壇が設置され、維持管理されているところもあります。



温暖化で緑陰の価値が再確認



駅前では志がデザイン・植え替え

⑦ 建物敷地の緑

- ❖ 「花のまちづくりセンター」では、市内各地における多様な主体による緑化の取組を後押しするため、各種講座など、花と緑をいかすまちづくりの核となる役割を担ってきました。
- ❖ 本市の庁舎やたけまるホールといった各種公共施設では、緑化を意識した緑の充実を図ってきました。
- ❖ 各地の小学校等においても、市民協働による花壇づくりやピオトップを設置し、地域交流や生きものとのふれあいの場として利用されています。
- ❖ 住宅地の庭先の花や樹木、集合住宅の敷地内の植栽、民間事業者の敷地内での緑化等の民有地の緑の存在は、市街地にうるおいを与え、市民にやすらぎと憩いを与える貴重な緑の一つです。



「花のまちづくりセンター」で
ガーデンツアー



庭先でのプレイスメイキング



コラム：オープンスペース

建物が建っていない開放的な空間を「オープンスペース」と呼ぶことがあります。公園や樹林地、広場や水辺、農地、神社の境内、路地、建物の軒先等、人々が自由に触れ合い、くつろぐことができる場を幅広く示す言葉です。日常の散歩やこどもの遊び、地域の交流にはこのような空間が欠かせません。ちょっとしたオープンスペースは安心して豊かな暮らしをつくる余地ともいえます。

2) 本市の緑の現状

(1) 緑被地の現状

「緑被地」とは、空から見下ろした時に、樹木や草地、農地、水面等で被われている土地のことです。本市の緑被地の内訳を土地利用で概観すると、「山林」が最も多く、次いで「田」「畑」といった農地が多い状況となっています。これら山林や農地の多くは民有地となっています。

(2) 森林面積

「森林面積」⁹とは、樹木や竹がまとまって生育している土地の面積を指します。本市の森林面積は1,894haであり、市域面積に占める割合は35.6%となっています。

■森林面積の割合と内訳

分類	総面積 (市域)	森林面積	人工林	天然林	竹林	未立木	その他森林
面積(ha)	5,315ha	1,894ha	218ha	1,420ha	119ha	49ha	89ha
割合(%)	100%	35.6%	12.1%	78.7%	6.6%	2.7%	4.7%

出典：生駒市森林整備に係る取組方針、p3、令和6（2024）年3月時点

(3) 耕地面積

「耕地面積」とは、農作物の栽培を目的とする土地のことをいいます。平成29（2017）年の都市緑地法の改正において農地が保全すべき緑として位置付けられたことも踏まえ、耕作面積の現況や、農地の維持に欠かせない農業の担い手の状況を把握することも重要です。

本市内の農家数および耕地面積は減少傾向にあり、農業者の高齢化も進んでいる状況となっています。

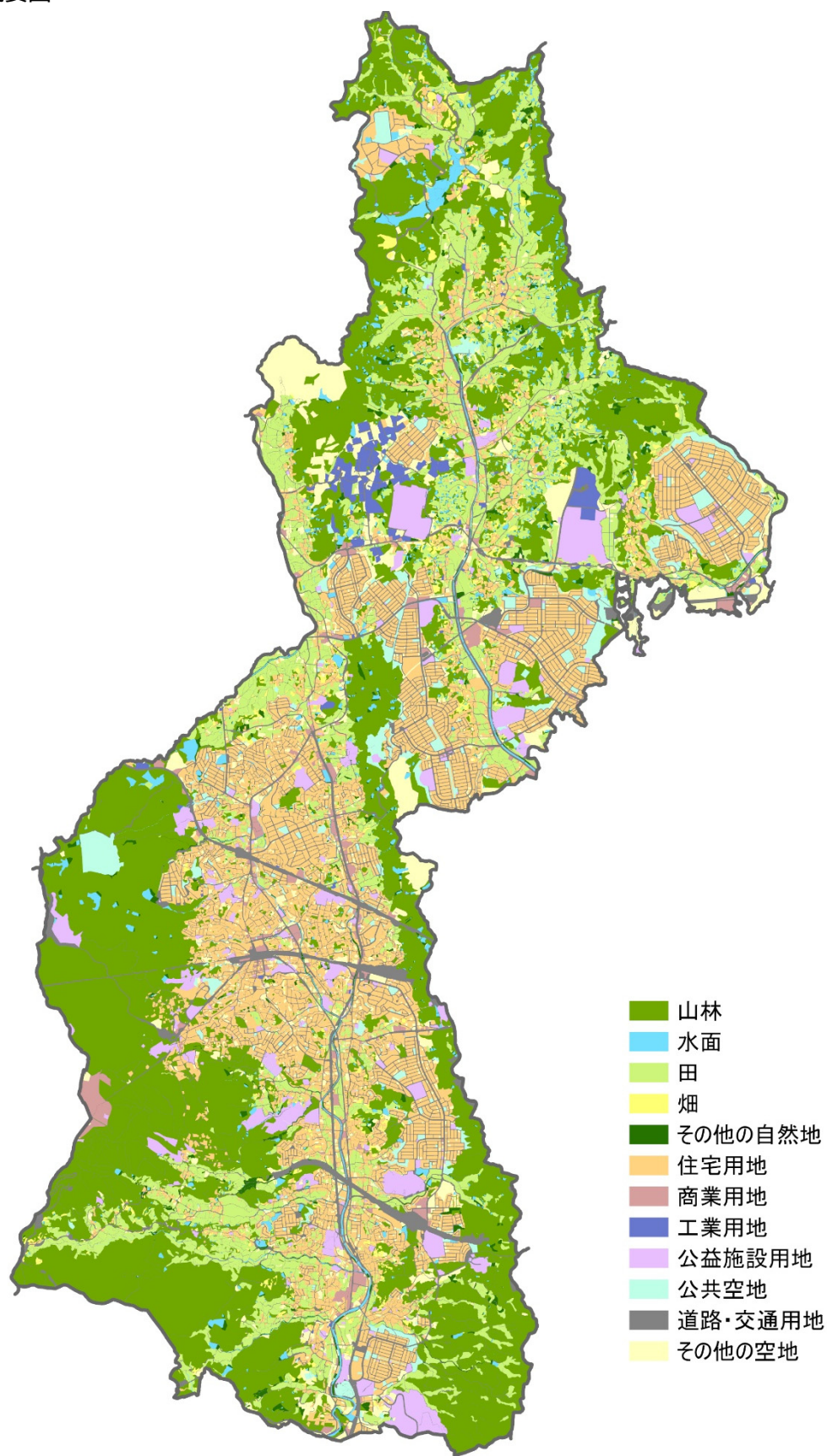
■耕地面積と農家数

年度	耕地面積	農家数
平成22年度	290ha	815戸
平成27年度	258ha	765戸
令和2年度	228ha	703戸

出典：生駒市農業ビジョン[改定版]、p4

⁹ 「森林面積」：森林法では、第2条第1項において、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹」並びに「木竹の集団的な生育に供される土地」とされています。

■土地利用概要図



出典：都市計画基礎調査（H26(2014)年時点）

(4) 緑地の現状と変化

緑地¹⁰とは、都市緑地法で定義されたもので、本計画で対象とする緑のうち、公共施設として整備・維持管理されたり、保全のために法律や条例等により行為が制限されることで、将来にわたり一定の公共性が確保されている緑です。緑地には、大きく分けて、法規制等により保たれる自然環境等の「地域制緑地」と施設の整備に伴い確保される「施設緑地」の2種類に区分されます。

① 地域制緑地（法規制により保たれる自然環境等）

生駒山系や矢田丘陵といった本市の貴重な自然環境等について、開発行為等を規制するなど各種法制度に基づく規制誘導に、県・市が連携して取り組んできました。また、生駒山沿いでの建物敷地の緑化等山並みの景観保全の義務付け（風致地区）や農地の保全（生産緑地）の取組を土地所有者等の同意のもとで進め、市街地に残る貴重な緑として保全してきました。

これらの緑地を「地域制緑地」といい、高度経済成長期以前から、多くの緑を各種法制度に基づき守り続けており、この25年間で99%以上が維持されてきました。なお、わずかに減少しているのは農地を対象とした「生産緑地」であり、主たる従事者の様々な事情により指定解除され、一部の農地が減少しています。

② 施設緑地（公園やグラウンド、建物敷地の緑化部分等）

施設緑地は、平成12（2000）年から令和7（2025）年までに約38.7ha増加しています。そのうち、都市公園の整備による増加は約25haとなっており、緑地の量的な充足を図ってきました。都市公園の他、市民農園や「市民の森」等が施設緑地として存在しています。

また、住宅地整備等の開発行為等が行われる際にも、都市計画法に基づく公園等の確保に加え、本市が独自で定める要綱により一定規模以上の建物敷地は官民間わず緑化を義務付ける等、緑地の確保に努めてきました。

¹⁰ 緑地：都市緑地法において「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」と定義されているもの。

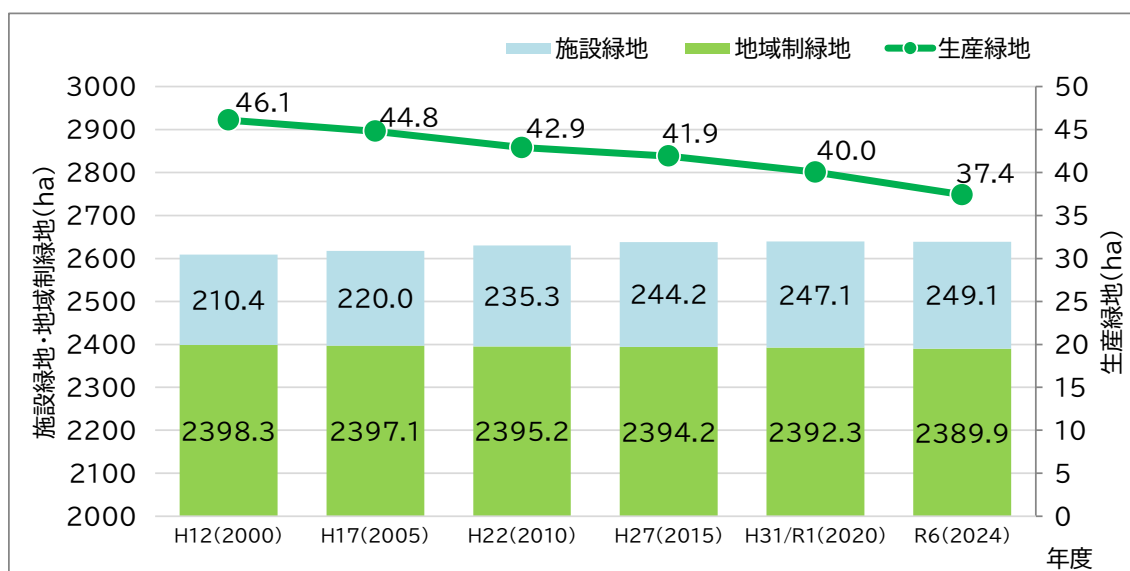
1. 本市の緑の現状と課題

■都市公園・都市緑地の現況

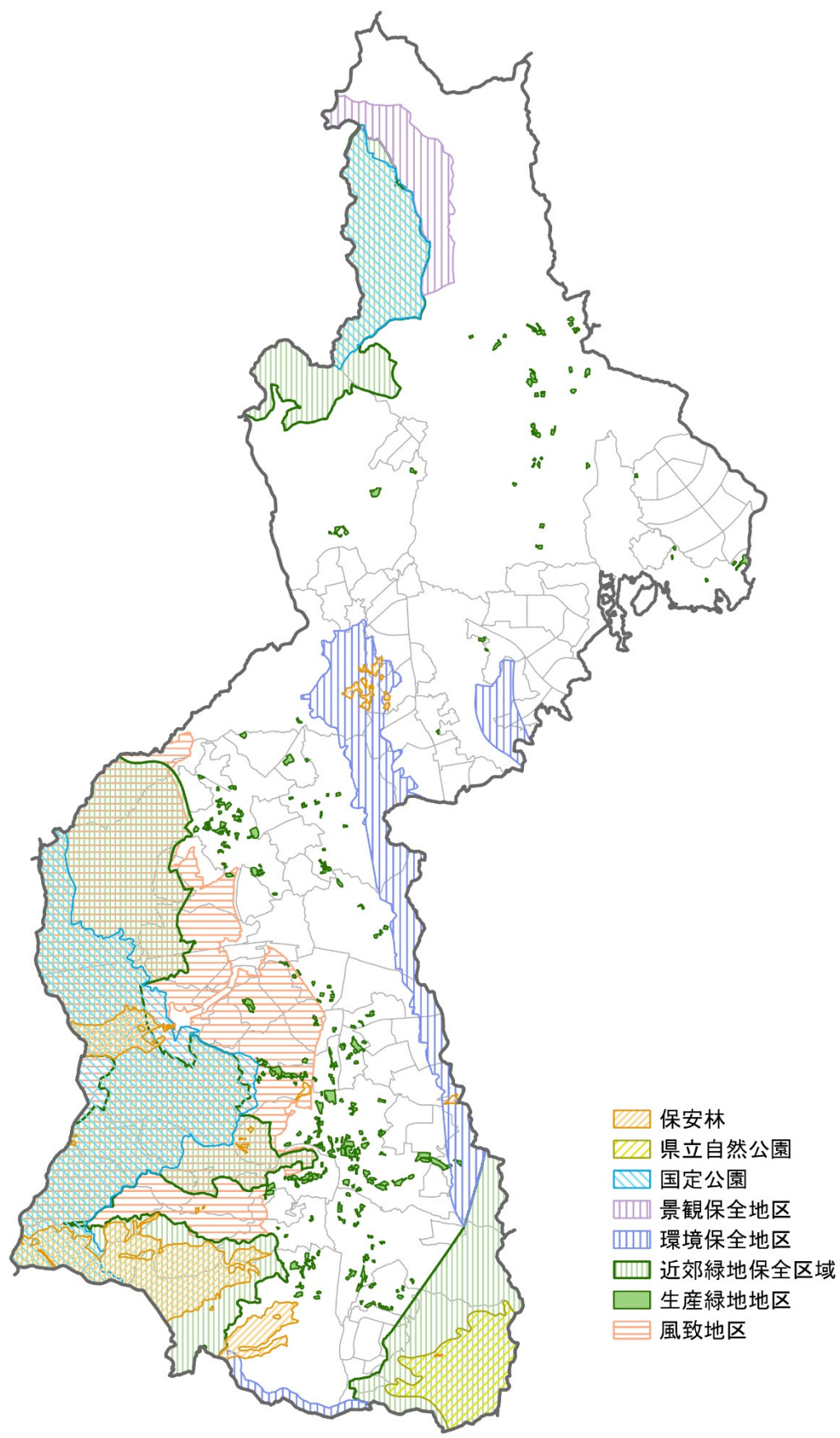
種別				整備箇所数 (箇所)	整備面積(ha)	m ² ／人
都市公園・都市緑地	基幹公園	住区基幹公園	街区公園	223	31.40	2.70
			近隣公園	12	16.88	1.45
			地区公園	3	15.54	1.34
		都市基幹公園	総合公園	2	39.39	3.39
			運動公園	－	－	－
	小計			240	103.21	8.88
	都市緑地			121	50.94	4.38
	緑道			5	2.17	0.19
計			366	156.32	13.45	

※令和7(2025)年3月時点

■緑地の変化



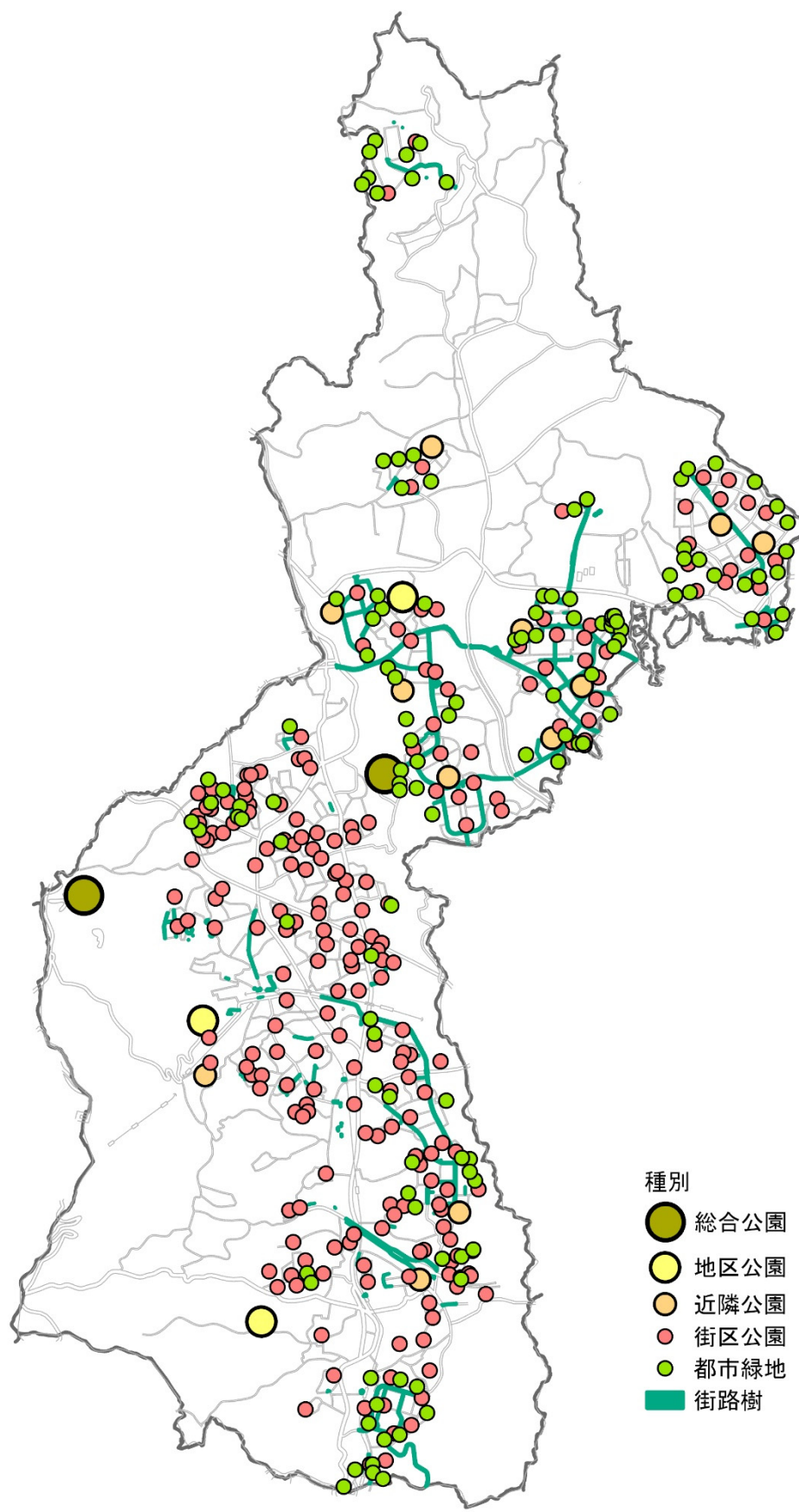
地域制緑地位置図



出典：都市計画基礎調査（H26(2014)年時点）

1. 本市の緑の現状と課題

■都市公園・都市緑地位置図



出典：都市計画基礎調査（H26(2014)年時点）

3) これまでの取組状況

平成 16（2004）年策定計画に掲げる目標達成状況や、具体的取組の成果と課題を以下に整理します。

(1) 「生駒市緑の基本計画（H16）」の目標達成状況

① 緑地の確保目標

- ❖ 「生駒市緑の基本計画（H16）」における緑地の確保目標に対する達成状況は、市域全体については目標値 55%に対して現状は約 49%、市街化区域については目標値 30%に対して現状は約 22%となっています。
- ❖ 目標値に達していない要因として、人口減少に加え、学研高山地区第 2 工区の事業の後ろ倒し等により想定していた大幅な人口増は起きず、人口に応じて整備が必要とされている公園等の整備が未実施であること等が挙げられます。

② 都市公園等の整備目標

- ❖ 都市公園の整備目標（人口一人当たり整備面積）については達成しています。ただし、人口減少に伴い相対的に人口一人当たり整備面積は増加していることも影響しており、今後は量的確保だけでなく質的向上に関する目標値設定の必要性があると言われています。
- ❖ 都市公園以外も含めた都市公園等の整備目標については、市民の森や歴史の森の指定による緑地の確保を目指しましたが、実際には指定までは難しく、整備目標に達していない状況です。
- ❖ また、学研高山地区第 2 工区の事業で予定していた公園等の整備が後ろ倒しとなったことも、整備目標に達していない要因となっています。

③ 都市緑化の目標

- ❖ 都市緑化の目標としていた公共施設の緑被率や道路緑化率については、調査費用面等から実施していませんが、緑化の状況に大きな変化は無く、概ね現状を維持している状況です。
- ❖ 緑視率についても調査は実施していませんが、駅前商店街や沿道商業地、中高層住宅地では敷地緑化の推進や維持管理による緑の生長により緑視率が向上していると考えられます。一般住宅地や低層住宅地では生垣等からオープン外構や庭木の少ない住宅が増えたことで緑視率は減少傾向となっていると考えられます。

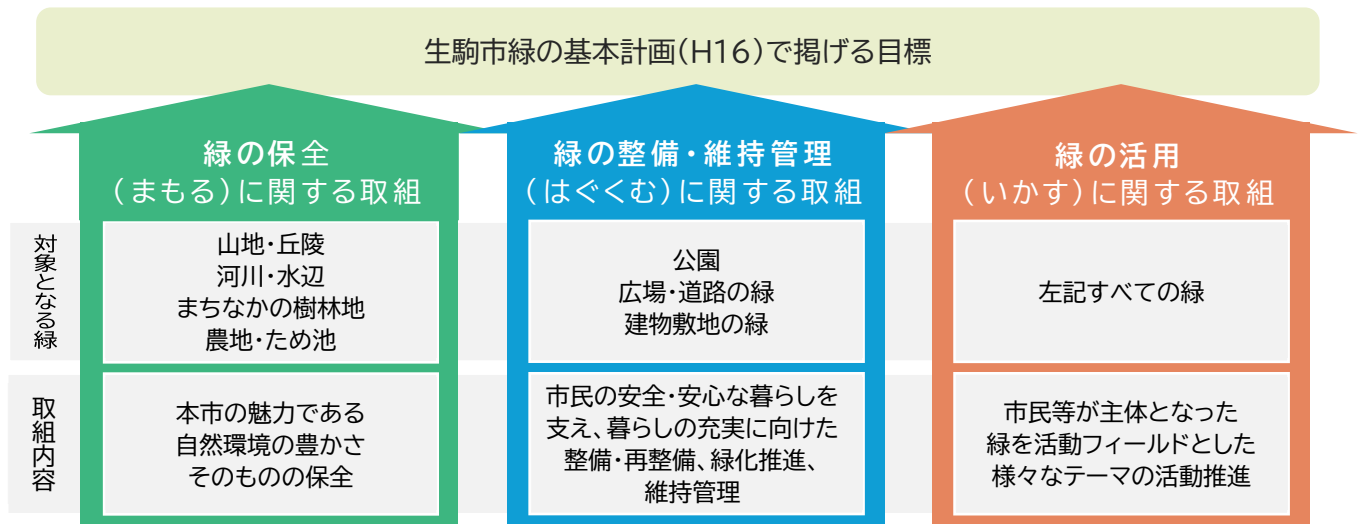
■目標達成状況

目標指標	計画策定時 (H12 年度現況)	目標年次		改定時 (R6 年度現況)
		(R2 年度目標)	(R2 年度現況)	
人口	113,992 人	140,000 人	118,621 人	116,207 人
緑地の確保目標				
市街化区域における割合	21.0%	おおむね 30%	21.8%	21.6%
都市計画区域における割合	48.0%	おおむね 55%	48.6%	48.6%
都市公園等の整備目標				
都市公園	11.58 ㎡/人	12.0 ㎡/人	13.17 ㎡/人	13.45 ㎡/人
都市公園等	18.46 ㎡/人	24.0 ㎡/人	20.23 ㎡/人	20.69 ㎡/人

(2) これまでの具体的取組

「緑の保全（まもる）」、「緑の整備・維持管理（はぐくむ）」、「緑の活用（いかす）」に関する取組、それぞれについて主な取組の成果を整理しました。

■現行計画に基づく取組状況の把握イメージ



① 緑の保全（まもる）に関する取組

- ❖ 生駒山系や矢田丘陵、竜田川や富雄川等において、規制等による自然環境の保全等を図ってきました。
- ❖ 市有緑地において、危険木となる樹木の間伐等を中心に、景観や生態系に配慮しながら適正に整備を進めてきました。
- ❖ 農業者や森林所有者が、日常的な営みや必要な維持管理を行うことで緑の保全を図ってきました。
- ❖ 里山保全活動に対する補助金やボランティア講座の開催等、市民が主体となった緑の保全に関する活動への支援を実施してきました。
- ❖ 「保護樹木・保護樹林」の指定や、先進的な本市独自の制度である「市民の森事業」等、市街地に残る貴重な緑や本市の歴史を物語る緑の保全に取り組んできました。
- ❖ 農地については、生産緑地の指定や、多方面からの遊休農地対策、獣害対策等、生産の場としての保全を図るとともに、ため池などの農業用施設の改修促進を図ってきました。
- ❖ 新規就農者の支援をはじめ、地場野菜等の移動販売、「いこまレストラン」等の取組も進めるなど、農地としての維持につながる地産地消を推進してきました。

■「生駒市地域で育む里山づくり事業」の団体数

年度	団体数（団体）
平成 25 年度	3
平成 26 年度	3
平成 27 年度	3
平成 28 年度	4
平成 29 年度	4
平成 30 年度	4

年度	団体数（団体）
令和元年度	4
令和 2 年度	3
令和 3 年度	4
令和 4 年度	5
令和 5 年度	5
令和 6 年度	5
令和 7 年度	8

■「遊休農地活用事業」（利用者数・利用面積）および新規就農者と耕作面積

遊休農地活用事業（利用者数・利用面積）		
年度	人数（人）	耕作面積（㎡）
平成 25 年度	191	35,619
平成 26 年度	221	45,643
平成 27 年度	219	46,789
平成 28 年度	219	48,786
平成 29 年度	209	49,689
平成 30 年度	204	52,285
令和元年度	201	50,406
令和 2 年度	211	55,077
令和 3 年度	217	55,401
令和 4 年度	225	57,875
令和 5 年度	219	58,726
令和 6 年度	224	58,120

新規就農者と耕作面積		
年度	人数（人）	耕作面積（㎡）
平成 25 年度	1	2,842
平成 26 年度	3	16,552
平成 27 年度	4	5,543
平成 28 年度	8	20,498
平成 29 年度	5	20,931
平成 30 年度	2	7,251
令和元年度	1	2,364
令和 2 年度	2	5,136
令和 3 年度	3	7,129
令和 4 年度	1	2,301
令和 5 年度	0	0
令和 6 年度	11	43,464



コラム：「生駒市地域で育む里山づくり事業」

市民団体等が市内の森林・樹林地で活動する「生駒市地域で育む里山づくり事業」は、整備による里山の機能回復と、継続的な利活用による新しい里山文化の創出を目指しています。本市では、里山の整備や活用に関する活動を行っている森林ボランティアや NP0、自治会等を対象に、この事業を活用した補助金等で活動を支援してきました。長年続く自然観察・自然体験の他、近年は音楽・アート、マウンテンバイクなど多様な活用で、自然を守ることにもつながる機会が創出されています。



地域で育む里山づくり事業を活用した活動



コラム：「いこまファーマーズスクール」

仕事をしながら自給農や、本格的な農業に取り組みたい人を対象にした「いこまファーマーズスクール」。市民農園や「遊休農地活用事業」等、市民の皆さんが暮らしに「農」を取り入れる取組を進めてきましたが、多様な働き方が広がりつつある現在、仕事等を続けながらも農業をより専門的に学び、チャレンジできる環境をつくることで、「農」を担う裾野を広げ、農地保全や農業振興につなげることを目指しています。令和 4（2022）年度から継続して実施し、累計 105 組 159 人が参加。これまでに新規就農者を 4 人輩出してきた人気の講座です。



いこまファーマーズスクールの様子

② 緑の整備・維持管理（はぐくむ）に関する取組

- ❖ 都市公園の新規整備や、地域ニーズを踏まえた既存公園の再整備等を実施しました。特に、地域主体の公園づくりを支援する「コミュニティパーク事業」を通じて再整備された公園は、地域等によりよく活用される公園となっています。
- ❖ 公園を対象に公園施設長寿命化計画を策定するなど、公園施設の計画的な更新を進めるとともに、利用者の安全確保に取り組んでいます。
- ❖ 公園の草刈り、樹木の剪定等、安全に利用できるよう、緑の維持管理を実施しています。
- ❖ 地域住民が主体となって公園の清掃や草刈り等の維持管理を実施されており、地域コミュニティの場ともなっています。
- ❖ 生駒山麓公園では指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウをいかした公園の魅力向上と維持管理の効率化に取り組んでいます。
- ❖ 新たな道路整備時の街路樹の整備や、安全性・快適性と景観形成の視点から樹形を整える剪定等の維持管理を行い、道路の緑の充実に取り組んできました。
- ❖ 鉄道新線開業に伴う広場設置や、生駒駅前北口再開発事業に伴う市民意見を取り入れた駅前広場の確保や緑化推進等、公共空間の緑の充実を図ってきました。
- ❖ 公共施設や民間事業者による開発等に伴う緑化基準や地区計画制度を活用して、景観や生態系に配慮した敷地内緑化を推進してきました。
- ❖ 公園や緑道等において、市民が主体となった植樹や、民間事業者の寄付等による植樹等が行われています。

■「コミュニティパーク事業」の実施状況

実施年度および実施公園名		
H17～19 光陽台中央公園	H21～23 東生駒北第1公園	H28～30 真弓1丁目公園
H18～20 壱分第4公園	H22～24 鹿ノ台いちよう公園	H30～R2 萩の台第5公園
H19～21 壱分町児童公園	H24～26 あすか野緑道・広場	
H20～22 ひかりが丘第1児童公園	H26～28 萩の台第2公園	合計 10 箇所

■都市公園、公共・民間施設緑地の整備状況

項目	平成 12 (2000) 年度実績 (人口 113,992 人)		令和 6 (2024) 年度実績 (人口 116,207 人)	
都市公園	131.99ha	11.58 m ² /人	156.32ha	13.45 m ² /人
公共・民間施設緑地	78.44ha	6.88 m ² /人	92.78ha	7.98 m ² /人

* 都市公園：住区基幹公園、都市基幹公園、都市緑地、緑道

* 公共・民間施設緑地：広場等、市民農園、社会体育施設、公共施設の植栽地、小・中学校グラウンド、市民の森、開発時の緑化面積



コラム：市民との対話による公園リニューアル

地域の方とどのような過ごし方をしたいか継続的に話し合い街区公園をリニューアルした「コミュニティパーク事業」では、花壇や遊び場など様々な空間をつくってきました。それらの公園はリニューアル後、毎週のように手入れがなされる美しい花壇や、さまざまな遊びや過ごし方が自由に持ち込まれる「プレイスメイキング」の実践、企業と連携した「ゴミ出し×地域交流」等、公園利用者自らによるさまざまな取組の場となっており、全国区の取材等、多く取り上げられています。



コミュニティパーク事業で整備した公園

③ 緑の活用（いかす）に関する取組

- ❖ 地域住民が主体となった公園の清掃や草刈り等の維持管理、花壇づくり、市民団体等による森林や里山等の保全活動、こども達の自然とのふれあいや市民交流の場等、緑の活用に関する市民活動を多数実施
- ❖ これらの市民主体の活動を、資金面、技術面のほか、交流の機会・場づくり等、多方面から支援
- ❖ 近年では公園利活用件数の増加や、居心地の良い空間として公園を活用するプレイスメイキングの取組も見られるなど、市民が主体となった活動を推進
- ❖ 生駒山麓公園の指定管理を通じた活用や、「市民の森事業」を通じたまちなかの樹林地の活用等、緑をいかして市民のウェルビーイング向上や本市の魅力向上に資する取組を推進
- ❖ 花と緑のボランティア養成講座「基礎編と応用編」および「里山づくり編」を連続講座で実施、受講生による市内各地での活動の展開へとつながり、現在も活動を継続
- ❖ 「花のまちづくりセンター」を核に、市内花壇をいかした取組や、花と緑に関するガーデニング講座、花壇づくりの指導等、花と緑をいかすまちづくりを市民、大学等の専門家、行政がともに推進

■市民主体の公園利活用件数（総合計画の目標）

指標	R4（2022）年度	R6（2024）年度
市民主体の公園利用件数 （件/年）	35 件／年	46 件／年

■ガーデニング講座の実施実績（1 講座 5～7 コマ）

指標	R4（2022）年度	R6（2024）年度
ガーデニング講座の講座数 （講座／年）	1 講座／年	2 講座／年



コラム：「生駒台みんなの森（市民の森事業）」

生駒市俵口町にある「生駒台みんなの森」は、住宅地と小学校に隣接する樹林地で、こどもたちが自由に遊びや昆虫観察を楽しんだり、近所の人たちと森の手入れやシイタケを育てたりしています。この取組は「市民の森事業」の一環。まちなかに残る貴重な緑を保全して、緑を大切にする心を育むことを目的としています。

先進的な本市独自の制度として平成 27 年から実施しています。



生駒台みんなの森での保全活動



コラム：ガーデニング講座

当市は早くから花とみどりのボランティア活動が活発でしたが、ボランティア団体の高齢化や自治会活動の変化により持続が困難になってきたことから、市民の方に「花とみどり」に興味を持っていただき、やがて地域の活動に参加していただくことを目的として令和元年度から「ガーデニング講座入門編」を開始しました。令和 6 年度からは、さらに専門的な知識を習得し、地域のボランティア活動の中心となれる人物を育成するため、「ガーデニング講座 NEXTSTAGE」を開始し、これまでの合計で約 170 名の修了生を輩出しています。修了生の方々は、「ガーデニング講座」のサポーターとしてさらなるボランティアの育成に携わるとともに、地域のボランティア活動のリーダーとして活躍しています。



「ガーデニング講座」の様子

4) 協創のまちづくりについて

(1) 市民参画から協働、協創によるまちづくりへ

ここまで述べてきた取組は、多様な主体と役割分担や連携をして推進してきたものです。

「生駒市緑の基本計画（H16）」は、市民参画により策定した本市でも最初期の計画であり、「行政による取組への市民参画」と「市民の取組への行政支援」をうたっていました。その後、平成 21（2009）年に制定した「生駒市自治基本条例」は、「市民は自治の主役である」ことをうたい、「参画と協働による真の市民自治」を目指しています。そして「生駒市総合計画」において、一人では解決できない課題を異なる主体が有機的に連携することで解決策を創造する「協創」のまちづくり推進をうたっています。

これまで見てきたように、花と緑のまちづくりに様々な主体との協創により取り組んできており、時代の変化に合わせて柔軟に手法を変えながら、引き続き推進する必要があります。

近年、持続可能な社会への関心を背景に、社会課題解決に対する企業の関心が高まっており、本市でも公民連携の推進窓口「生駒市協創対話窓口」を令和 2（2020）年に設置するなど、農や自然に関する課題を含めた民間事業者等との連携が推進されています。

「生駒市都市計画マスタープラン」では、「都市づくりの基本姿勢」は「目標像を設定した計画的な取組」と「多様な活動の活性化と小さな取組」の両輪としています。緑の分野においても、計画的な施策だけでなく、多様な主体との協創による小さな取組を重ねることが必要と考えます。



コラム：「複合型コミュニティ（まちなえき）」

「複合型コミュニティ（まちなえき）」とは、地域の人が歩いて集える自治会の集会所や公園といった地域拠点を活用し、住民が主体となって様々な取組・サービスを複合的に展開する、地域の交流拠点です。少子高齢化の進行に伴い発生した様々な地域の課題（移動手段の確保の難しさ、地域の担い手不足、子育て世代の負担増 etc.）を地域で解決するための施策として、令和 2（2020）年度から「生駒市複合型コミュニティ支援補助金」の運用を開始しています。

移動販売や図書コーナー、子育て支援のための絵本の読み聞かせ会など、地域の課題に応じた様々な活動が行われています。



身近な公園や自治会館を活用した「複合型コミュニティ（まちなえき）」

(2) 「花のまちづくりセンター（ふろーらむ）」

「花のまちづくりセンター（ふろーらむ）」は、緑化意識の向上や花と緑を活用したまちづくり活動の支援を目的とした施設で、市民への植栽知識の普及や花と緑に関する情報提供、研修会・講習会の開催、育成指導等、地域のボランティアやスタッフと様々な取組を推進しています。

「生駒市緑の基本計画（H16）」では、「花と緑と自然のまちづくり」の拠点として、周辺エリアは「花のまちづくりセンター」を核としたモデルエリアとして取組を先導する役割が期待されるとしています。

これまで、花・緑・自然に関する講座や交流拠点としての取組に加え、ガーデニングの指導者を養成する「ガーデニング講座」や、地域の学校等に講座を修了したガーデンボランティア等が行って現地で花緑活動に関する技術的支援を行う「おでかけふろーらむ」といった取組に加え、活動したい人と、ボランティアに来てほしい学校とのマッチングも行っています。ボランティアも地域を良くすることで意識を高める効果が発揮されています。また、モチベーションが高い小学校との連携等、市内各地での展開に力を入れてきました。

近年では、教育、アート、環境等暮らしに関わる多様なテーマと緑をかけあわせることで、様々な花や緑との関わりを通してまちの魅力を向上させ、未来につなげるまちづくりを一層推進しています。



コラム：「おでかけふろーらむ」

令和4（2022）年から、「花のまちづくりセンター」のスタッフや、講座でスキルを身に着けた人が地域の学校等に出向いて技術指導を行う「おでかけふろーらむ」。花壇デザイン、1人ずつの寄せ植え、フラワーアート、堆肥づくり、種からの育て方等、取組はさまざまです。児童の委員会や保護者のPTA活動等の他、「昼休みに興味のあるこどもが集まる」方式も。花と緑でつくるまちづくりを目指した、緑の効果をひろげる取組となっています。



「おでかけふろーらむ」実施の様子

5) 緑の現状と取組状況のまとめ

以上で整理した緑の現状とこれまでの取組を踏まえ、改定に当たり特に重視すべき点について、以下に整理します。

まとめ①

法令等に基づく自然環境の保全、まちなかの貴重な緑の保全、営みとしての農林業の継続や市民等の活動による森林や農地の保全を図ってきました。

- 生駒山系や矢田丘陵、竜田川や富雄川といった自然環境を、法令等に基づき保全するとともに、樹林地等のまちなかの緑についても安全面、景観面、生態系保全等に配慮しながら貴重な緑の保全を図ってきました。
- 営みとしての農林業の継続や保全活動を支援する取組等を通じて、森林や農地の保全を図ってきました。

まとめ②

公園整備、街路樹整備、建物敷地内の緑化等、まちなかの緑の充実や、老朽化・老木化が進む緑の計画的な維持管理に取り組んできました。

- 都市公園の新規整備や「コミュニティパーク事業」を通じた再整備、街路樹の整備、公共施設や民間事業者による敷地内緑化や公共空間での緑化の推進等、まちなかの緑の充実に取り組んできました。
- 公園施設の老朽化・樹木の老木化に対応するため長寿命化計画等に基づく公園施設更新や樹木の計画的な剪定等の維持管理に取り組んできました。

まとめ③

森林や樹林地、農地、公園、広場等の様々な緑をいかし、市民等とともに居心地の良い空間づくりやウェルビーイングの向上等につながる取組を推進してきました。

- 森林や樹林地、農地、公園、広場等、様々な緑をいかし、地域住民やボランティア等の市民主体の取組が実施され、居心地の良い空間づくり等が推進されてきました。
- 行政は、市民活動を多方面から支援し、また、公園や樹林地をいかした取組により市民のウェルビーイングや地域の魅力向上を推進するとともに、「花のまちづくりセンター」を核として市民や大学等の専門家とともに花と緑をいかす取組を推進してきました。

まとめ④

「花のまちづくりセンター」を拠点とした講座や交流、市内各地での展開を通して、まちの魅力を向上する取組を「協創」の姿勢で推進してきました。

- 一人では解決できない課題を異なる主体が有機的に連携することで解決策を創造する「協創」の姿勢で花と緑のまちづくりを推進してきました。時代に合わせて柔軟に手法を変えながら、引き続き推進する必要があります。
- 緑化意識の向上や花と緑を活用したまちづくり活動の支援を目的とする「花のまちづくりセンター」は、花と緑と自然のまちづくりの拠点として、講座や交流、市内各地での展開を通して、花・緑・自然と暮らしをかけあわせたまちの魅力を向上する取組を推進しています。

1.2. 緑に対する市民意識の把握

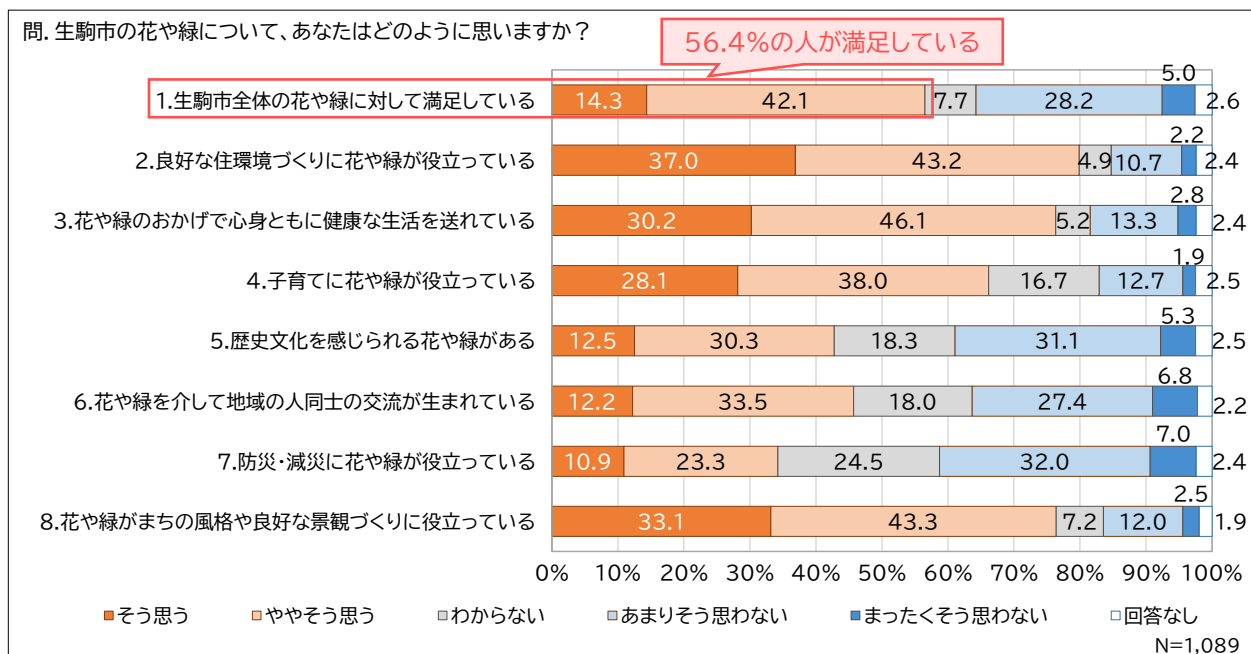
1) 市民アンケート

計画改定に当たり、本市の緑に対する市民意識を把握するため、市民アンケートを実施しました。無作為抽出の市民 16 歳以上 3,000 名を対象とした他、市立全小中学校にも配布しています。

(1) 花や緑に対する満足度／実感している効果

- ❖ 本市全体の花や緑に対しては、56.4%の人が「満足している」「やや満足している」と回答しています。
- ❖ 実感している効果では、「良好な住環境づくり」や「まちの風格や良好な景観づくり」等、緑の存在効果に関するものや、「心身ともに健康な生活」や「子育て」等、ウェルビーイングの向上につながる緑の波及効果が実感されています。

■花や緑に対する満足度／実感している効果

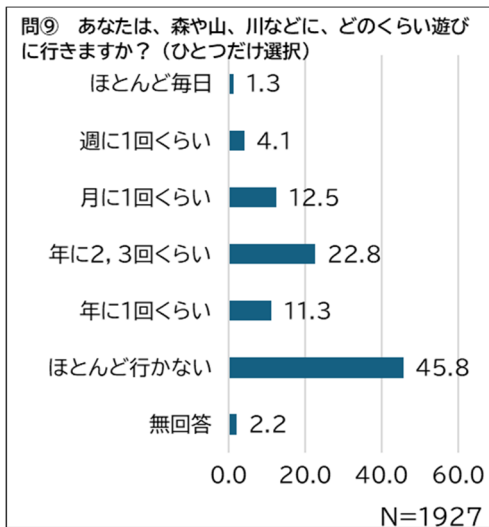


(2) 市民と緑との関わり

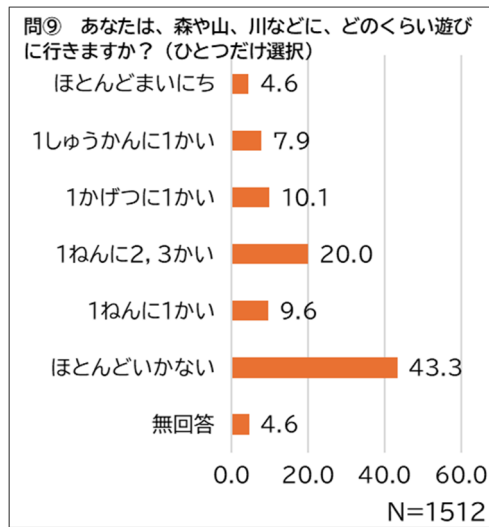
- ❖ 普段、花や緑の存在を感じたり触れたりする場所として、最も身近な場所である「自宅の庭や植木」、次いで「生駒山や矢田丘陵の樹林」、「公園の花や緑」等が続いており、身近な緑と生駒山等の自然環境どちらも身近に感じられています。
- ❖ 公園の利用頻度は、月 1 回以上の比較的高頻度で利用する人は、大きな公園で約 21.6%、小さな公園で約 37.2%となっています。また、大人・こどもともに 7~8 割程度の方は公園を利用していると回答しているものの、「まったく利用しない」大人は約 25%、「ほとんど行かない」こどもは 20%以上となっています。
- ❖ こどもの自然との関わりについて、森や山、川に年 1 回以上遊びに行くと回答したこどもは全体の半数以上を占めていますが、月 1 度以上の比較的高頻度で遊びに行くと回答したこどもは 25%以下に留まり、自然と関わる頻度が少ない状況です。

■子どもと緑の関わり

【高学年—中学生】

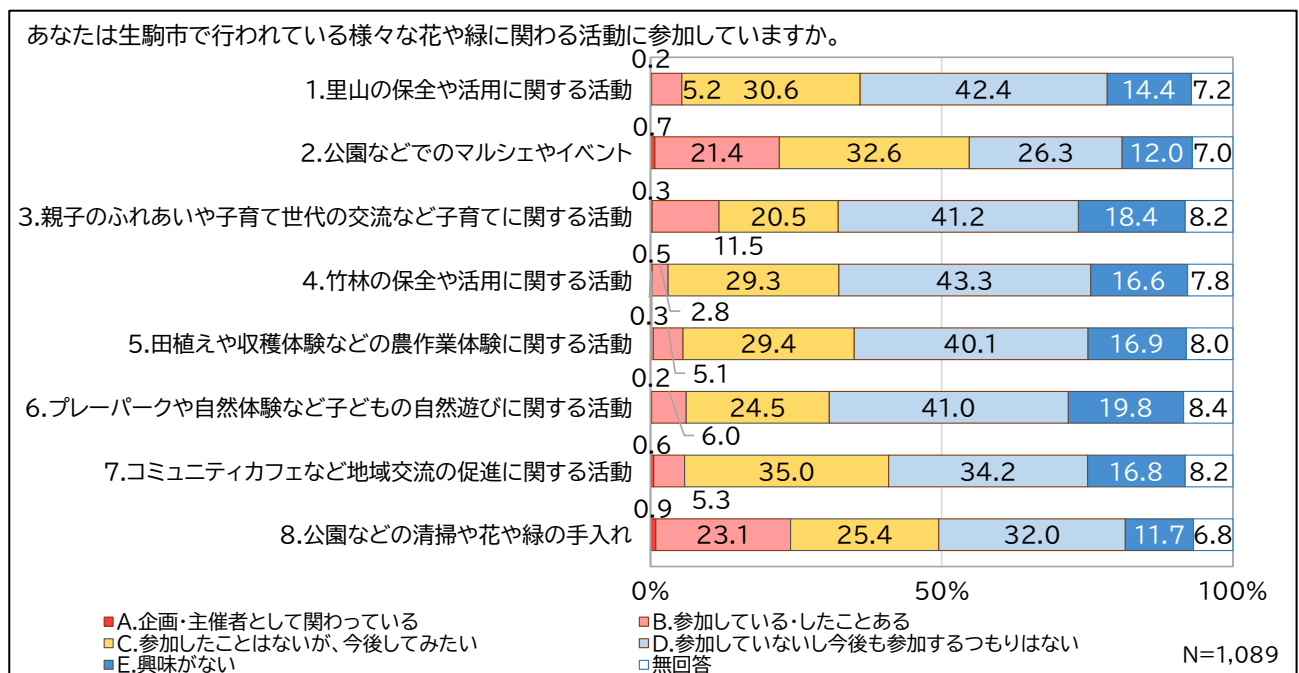


【小学校低学年】



(3) 活動への参加状況・関心

- ❖ 本市の緑に対する満足度は高く、魅力とを感じる市民が多い状況です。
- ❖ 一方で、花や緑に関わる活動に対しては「参加するつもりはない」「興味がない」、といった層も 4～6 割程度と多く存在しています。ただし、「参加したことはないが、今後してみたい」と回答した参加意欲のある人はどの項目でも 20～35%程度で一定数みられることから、活動への参加を後押しするような取組により、新たな関わりが期待できます。
- ❖ 緑への関心度合に応じたアプローチによって、市民自らによる緑への能動的な関わりをつくっていくことで、緑を取り入れた豊かな暮らしに結び付けていくことができると考えられます。



2) 実践者へのヒアリング等

- ❖ 本市内で緑と関わる活動を実践している主体を対象に、ヒアリング等を通じて緑に対するニーズや活動の理由、モチベーション、活動を実施するうえで感じられている課題等について把握しました。
- ❖ 既に活動されている方であっても単独では解決できない課題を感じられていることから、協創の考え方にに基づき、解決策を創造するには多様な主体の有機的な連携が求められます。

①実践者へのヒアリングの実施

時 期：令和4（2022）年12月～令和6（2024）年2月

対象者：緑と関わる活動を主体的に実施されている方

- 緑の利活用・維持管理・自然環境の保全に関わる方
- 農業等、生業として緑に関わる方
- 緑（森林、農地等）の所有者・活動場所の提供者

②生駒市緑の基本計画改定懇話会 分科会意見の整理

時 期：第1回 令和7（2025）年5月22日

第2回 令和7（2025）年8月8日

参加者：緑と関わる活動を主体的に実施されている方、プレイスメイキング・森林管理等の専門家

■活動の理由やモチベーションについて

- 森林や竹林、公園や住宅地周辺の緑地が荒れているのを何とかしたい。
- こどもや市民が自然とふれあえる場や遊べる場所などをつくりたい
- 人との交流や、人に楽しんでもらえることが嬉しい …等

■活動を通して感じる課題

- 緑の荒廃（森林、竹林、農地の維持管理ができない、利用されないことで荒れるところが増えている）
- 活動メンバーの高齢化、固定化などによる担い手不足
- 活動が広がらない、個人でできる広報には限界がある
- 地域住民や近隣の土地所有者の理解が重要であり、つなぎ役としての市役所の存在は大きい
- 「同じ活動をしている団体」や「他分野の活動をされている団体」とつながることで、自分達だけじゃないという安心感を持てたり、活動の幅が広がることが大事 …等

3) その他市民意識の把握

- ❖ こども達の緑との関わりや、外遊びの現状・ニーズ等を把握するため、「第1回こども委員会」においてこども達を対象としたグループインタビューを実施しました。その結果、公園や自然の中での遊びについて、普段こども達がどのように遊び、どのようなことを感じているか、以下の通り把握することができました。
- ❖ これらの結果について、今後「できること」と「できないこと」も含めて検討し、市政に反映していきたいと思います。

公園の遊び方について

- ・ ボール遊びや球技をしたいと思っていることが多い
- ・ 水遊びをしたいと思っていることが多い
- ・ 禁止看板の存在などにより、遠慮しながら遊んでいるこどもが存在する

自然の中での遊びについて

- ・ 虫取りをしているこどもが一定数いる
- ・ 自然の中で遊ぶことが好きなこどももいれば、虫や花粉が原因で苦手なこどももいる
- ・ 自然体験や製作体験をしたいこどもがいるが、情報が届いていないため参加していない

公園の使い方について

- ・ 公園の使い方について、大人に怒られたことがあるこどもが一定数いる
- ・ お店・キッチンカーなど、飲食のニーズが高い
- ・ 自転車に乗りたいという声がある

夏の外遊びについて

- ・ 暑すぎて外での遊び場を失っているこどもが一定数いる

公園の遊具・設備について

- ・ アスレチックやシーソーなど現状ない遊具を近所の公園にほしいという声がある
- ・ トイレ・フリーWi-Fi・時計台のニーズが高い
- ・ 自転車置き場をもとめる声がある

その他

- ・ 草が茂っているために公園で遊べないという声がある



コラム：こどもたちの理想の「公園や自然での外遊び」は？

令和7（2025）年8月、生駒市が実施する「こども委員会※」の一環として、公園や自然での外遊びをテーマに小中学生へのグループインタビューなどを行いました。普段遊ぶ場所には公園、校庭、自然などがあり、ボール遊びやピクニックなどで遊ぶ一方、「水遊びがしたい」「こんなボール遊びもしたい」などの貴重な意見が寄せられました。



こどもたちの意見まとめ（グラフィックレコーディング：よしだゆうこ氏）

※こども基本法に基づき、こどもたちが「自らに関わることにについて意見を表明したり社会参画したりする機会」として、市がテーマを設定し、こどもたちの意見を聴き、市政に反映する取組。

4) 市民等意識のまとめ

以上の市民アンケートと実践者ヒアリング等の結果より、計画改定の方角性を検討するうえで特に重要と考える市民等意識について、以下の通り整理します。

意識①

本市の緑に対する満足度は高く、効果も実感もされていることから、緑が市民のウェルビーイングの向上につながっていることが伺えます。

- 多くの市民が「生駒市全体の花や緑に対して満足している」と回答しており、本市の緑に対する満足度は高いことがうかがえます。
- 特に、住環境づくりや景観づくりのほか、健康づくりや子育て等の効果が実感されており、緑が市民のウェルビーイングの向上につながっていることがうかがえます。

意識②

市民が緑と関わる機会が少ない、花や緑に関わる活動に興味がないなどの傾向から、一人ひとりの緑への関心度合や状況に応じたアプローチが必要です。

- 本市の緑に対する満足度は高く、魅力とを感じる市民が多い一方で、日常的に公園を利用する人が少ないとともに、こども達が自然と関わる機会が少ないことも分かりました。
- 緑に関する活動に対しては「参加するつもりはない」「興味がない」といった市民も一定以上存在しています。このことから、緑との関わりを広げていくためには、一人ひとりの緑への関心度合や状況に応じたアプローチが必要であることがわかります。

意識③

活動の担い手不足や個人で取り組むことの限界への対応、新たな活動への広がりなどのため、交流の機会やつながりを生み出す機会・場が求められています。

- 市民による活動の担い手不足や個人で取り組むことの限界への対応が必要です。また、新たな活動への広がり、モチベーションの維持・向上も重要です。これらを解決するため、人との交流や多様な主体とのつながりを生み出す機会・場が求められています。

1.3. 本市の緑の課題

ここまでの社会情勢等の変化、緑の現状とこれまでの取組状況、市民等意識から、本市の緑の課題をまとめます。

1) 緑の保全（まもる）に関する課題

ライフスタイルの変化とともに緑に関わる人が減少している一方で、これまで暮らしの中で先人たちの手によって守られてきた豊かな自然環境を守り続ける必要性が高まっています。

- 気候変動に伴う災害のリスクが高まっていることから、安全・安心確保のために、災害リスクへの対応が必要です。
- グリーンインフラ・循環型社会に向けた役割を果たす貴重な自然環境を維持していくため、法規制等により森林や農地等を引き続き守る必要があります。
- 手を入れる必要がなくなった森林や樹林地の荒廃が進んでいることから、土地所有者の意向や市民ニーズを確認しながら多様な主体の連携により、対策を図る必要があります。
- 遊休農地の増加に伴う農地の多面的な機能の低下が懸念され、土地所有者の意向や市民ニーズを確認しながら様々な視点から遊休農地対策を図る必要があります。
- 旧街道や参道、神社仏閣等の歴史文化とともに貴重な緑を継承していく必要があります。
- 自然と共生した暮らしの実現が求められていることから、生きものの生息・生育状況の把握等、生態系に配慮した取組の推進が必要です。

2) 緑の整備・維持管理（はぐくむ）に関する課題

安全で快適な都市生活の確保や景観づくり、遊びやレジャー等、幅広い期待に引き続き応えるとともに、公園施設の老朽化・樹木の老木化や市民ニーズ変化への対応が求められます。

- ライフスタイルの変化や価値観の多様化への対応が求められていることから、地域特性や市民ニーズに応じた公園の再整備が必要です。
- 公園施設の老朽化・樹木の老木化により安全面、利用面、景観面等で機能の低下に対応するため適切な維持管理や更新が必要です。
- 街路樹について、景観向上や暑熱環境の改善に加え、倒木の未然防止や根上りや枝葉による歩行障害等による事故リスクに対応するため、計画的な維持管理や更新が必要です。
- 駅周辺においては、交流拠点としての役割が期待されていることから、滞留空間の創出や緑化の推進が必要です。
- まちなかで緑の効果を発揮させていくためには、公共施設、民有地問わず緑の質を高める必要があることから、多様な主体の連携による効率的・効果的な緑化や維持管理が必要です。

3) 緑の活用（いかす）に関する課題

今ある緑の機能を最大限いかして、市民のウェルビーイング向上を図り、豊かな暮らしの実現が求められます。

- 脱炭素社会や循環型社会、ネイチャーポジティブ等の実現につながるような、緑をいかした暮らしを普及させていく必要があります。
- 森林や農地、公園、花壇等を守り、育むためにも、まずは市民や事業者等、多様な主体が積極的に緑を活用していく状況が必要です。
- ウェルビーイングの向上に緑をいかすため、地域コミュニティ形成、子育て・教育、福祉等、さまざまな効果に着目して緑と人の関わりを広げていく必要があります。

4) 協創のまちづくりに関する課題

緑をまもり、はぐくみ、いかす取組を進める上で、多様な主体の協創により、更なる課題対応やまちの魅力向上を行うことが求められています。

- 市民、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が、それぞれの立場や関心事に応じて緑と関わるきっかけづくりが必要です。
- 「花のまちづくりセンター」での取組をはじめ、市民等とともに取り組んできた蓄積をいかしつつ、時代の変化、それぞれのニーズや暮らし方に合わせた対応が求められていることから、緑と暮らしに関わる多様なテーマで、様々な立場の人々が集える機会・場が必要です。
- 分野や立場を越えて、多様な主体間の連携促進や協創による取組を推進していくための対話の機会・場が必要です。

1.4. 改定の視点

ここまでの各項目で整理してきた状況に対応するためには、市民、事業者、有識者・学校等、行政といった多様な主体が連携し、多様な関わり方で緑をまもり・はぐくみ・いかす取組を進め、一人では対応できない課題解決や緑の新たな魅力を生み出していくことが求められます。そこで、本改定に当たり、以下の4つの視点で取り組んでいくこととします。



生駒市の緑の課題

改定の視点

ライフスタイルの変化とともに緑に関わる人が減少している一方で、これまで暮らしの中で先人たちの手によって守られてきた豊かな自然環境を守り続ける必要性が高まっている

視点1

先人たちにより守られてきた本市の魅力である自然環境を、安全・安心で豊かな暮らしを支えるグリーンインフラとして多様な機能を発揮できるよう、緑をまもる

→基本方針1へ 【P50】

安全で快適な都市生活の確保や景観づくり、遊びやレジャー等の幅広い期待に引き続き応えとともに、公園施設の老朽化・樹木の老木化や市民ニーズ変化への対応が求められる

視点2

既存の緑を健全な状態に維持し、安全・安心な暮らしを確保しつつ、グリーンインフラとしての多様な機能を発揮できるよう、地域特性やニーズに応じて緑をはぐくむ

→基本方針2へ 【P51】

今ある緑の機能を最大限いかして、市民のウェルビーイング向上を図り、豊かな暮らしの実現が求められる

視点3

緑の機能を今以上に引き出し、市民の豊かな暮らしの実現と、緑をまもり・はぐくむ取組につなげていけるよう、様々な場面で緑をいかす

→基本方針3へ 【P52】

緑をまもり、はぐくみ、いかす取組を進める上で、多様な主体の協創により、さらなる課題対応やまちの魅力向上を行うことが求められる

視点4

かつて、暮らしとともにあった緑と人との関係を時代に応じた形で協創により推進する

→推進方針へ 【P53】